

議 事 日 程 (第5号)

平成28年3月4日(金) 午前10時開議

日程第1

一般質問

- 質問順序
1. 6番 佐原 佳美
 2. 7番 渡辺 貢
 3. 1番 福永 桂子
 4. 4番 高柳 達弥

- 本日の会議に付した事件……………議事日程に掲げた事件に同じ
- 出席及び欠席議員……………出席表のとおり
- 説明のため出席した者……………出席表のとおり
- 職務のため議場に出席した事務局職員……………出席表のとおり

午前10時00分 開議

○議長（二橋益良） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（二橋益良） 日程第1 一般質問を行います。

昨日に引き続き一般質問を行います。本日の質問順序は、受付順により、1番、佐原佳美さん、2番、渡辺 貢君、3番、福永桂子さん、4番、高柳達弥君と決定いたします。

初めに、6番 佐原佳美さんの発言を許します。
それでは6番 佐原佳美さん。

〔6番 佐原佳美登壇〕

○6番（佐原佳美） 6番 佐原佳美でございます。通告に従いまして、2題質問させていただきます。

1つ目は、介護予防・日常生活支援総合事業開始に当たり地域包括ケアシステム構築の進捗状況は。2つ目といたしまして、市長施政方針説明についてです。

では、1題目の介護予防・日常生活支援総合事業開始に当たり地域包括ケアシステム構築の進捗状況は、からお願いいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に、医療と介護の需要が急増する予測に対応するため、2014年平成26年、医療・介護総合確保推進法が交付されました。この推進法により、医療法、介護保険法などの関連法を順次改正し、消費税を財源とした基金による医療と介護の連携強化、効率的かつ効果的な医療体制の構築、医療と介護の壁を取り去り、一人一人の自立を支える多職種連携に住民も参加の地域包括ケアシステムの構築など、将来の地域における医療と介護の受け皿を確保する総合的な取り組みが始まっています。

その地域包括ケアシステムは、大きく4つの事業を推進することで構築しようと厚労省より示されています。

1つ目は、当市が県下で先行実施する8市の中に

入り平成28年4月よりスタートする、介護予防・日常生活支援総合事業です。これは介護保険要支援判定者の通所介護、いわゆるデイサービスですね、それと訪問介護事業、ホームヘルパーさんが派遣されて家庭でお世話するということと、要介護・要支援状態になりやすい二次予防事業対象者と言われる、一般的に虚弱老人といわれる高齢者の通所訪問型サービスと、一般高齢者、一次予防対象者と事業対象者と言われますが、この全ての要介護認定を受けていない高齢者の健康体操教室などの事業も含めての新しい介護予防事業の名称です。

内容は、通所・訪問介護ともに、これまでの介護保険制度の事業所で従前相当のサービスを受けるものと、A型という介護資格を持たない方の支援でもよしと規制緩和して行う訪問介護・通所介護。でもそのA型では身体看護はできないことになってます、専門職でないの。そしてB型という地域で実施するボランティアが行うものが示されています。

そして2つ目として、4つの大きな地域包括ケアシステムのくくりの中の2つ目として、2月29日の質疑で説明されていた8つの内容を持つ在宅医療・介護連携推進事業、3つ目は生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を進める生活支援体制整備事業、4つ目は認知症初期集中支援推進事業等の認知症施策推進事業です。

1つ目の介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年4月までにスタートしなくてはならず、他の3事業も準備を進めて、平成30年4月には実施予定ですが、他市より早く動き出した、要支援判定者から一般高齢者が対象の介護予防・日常生活支援総合事業、以下総合事業といいますが、から地域包括ケアシステムの進捗状況を伺います。

質問の目的は、市の地域包括ケアシステムが住民の地域支え合い活動と、医療・介護・リハビリ等の専門職、ボランティア団体・NPO、また民間サービス事業者等を巻き込み、育成しながら、住民が安心して住み続けたい地域づくりとして構築できるよう、市がリーダーシップを発揮してほしいためです。

では質問の1点目です。介護保険要支援判定者の介護予防サービスが、るる説明してまいりました総

合事業へこの4月より移行開始予定ですが、湖西市のスケジュールに合った意向調査の結果は、また委託契約事業所は、利用者の負担金額は、利用者市民への周知は、移行事務の経過や状況はいかがか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。健康福祉部長。

〔健康福祉部長 高柳益彦登壇〕

○健康福祉部長（高柳益彦） 佐原議員にお答えいたします。

まず、現行と同様の介護予防給付相当の訪問介護サービスと通所介護サービス、そして新たなものとして基準緩和型サービスの訪問型サービスAと通所型サービスAを開始させていただきます。

給付相当サービスは、現行の介護予防サービス事業者が事業を担います。基準緩和型サービスは、12月に実施事業者の公募を終了いたしまして、応募事業者の指定申請事務を行っているところでございます。

利用者負担につきましては、給付サービスと同様に1割負担もしくは2割負担となります。

市民周知につきましては、現在、要支援認定を受けているサービス利用者については、介護認定更新申請の段階で担当ケアマネジャーより説明を行います。一般市民向けにつきましては、市ウェブサイトや市役所だより等で周知をしてみたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 私が部長さんから湖西市の地域包括ケアシステムを構築するタイムスケジュールの一覧表を以前にいただいてありまして、その中に意向調査がありまして、ちょっと一つずつ、今早口でもいらしたのでお伺いいたしますが、意向調査は事業所への意向調査と、住民、高齢者等への意向調査と両方したのですか。それぞれの内容を教えてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 意向調査につきましては、事業所のみでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 調査の結果を教えてください。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 調査の結果でございますが、全国統一の介護予防給付につきましては、先ほど申し上げましたように給付相当サービスとしてそのまま移行しますので、訪問介護につきましては今あります4事業所、通所介護は21事業所でございます。新たに導入する訪問型サービスAの応募の中では、4事業所のうち2事業所、通所型サービスにつきましても、21事業所のうち8事業所となっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） では、その事業所への意向調査というのは、今デイサービスをやっている、デイケアという通所リハビリの施設は抜かして、通所介護と言われる、デイサービスと言われるところが21事業所、市内にあって、そのうちの8施設が総合事業に手を挙げてくれたということですか。

それと、先ほどまとめておっしゃっていただいた中には、12月に公募を締め切り、指定申請の途中であるということなのでその数はまだ言えないということなのでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） まず、総合事業自体は、新たな先ほど言いましたサービスAという形だけでなく、従前の全国統一の介護予防給付とありました給付も総合事業に移行しておりますので、その事業所についてはみなしで全て同じ条件で地域支援事業のほうに移行させていただきますので、それも総合事業ということになるというふうに判断をしていただければ結構ですので、訪問介護については2つの事業のサービス、通所介護についても2つの事業のサービスがあるというような判断をしていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 従来型の今まで要支援1、2の人たちが通っているところは、そのまま総合事業のみなし指定事業所ということで申請手続はしなくても、料金とか介護保険の給付ではなくて、市からの給付と利用者自己負担分があると思うんですけ

ども、それでやっていくと。

それとA型という規制緩和、有資格者でなくても訪問して、身体介護でない、おむつ交換とかお風呂に入れるということでない、お掃除をしたり食事をつくったり布団を干したりということはできたり、また通ってくる場所でも有資格者がいなくても、みんなで折り紙折ったり、歌を歌ったり、体操したりというような、そういう規制緩和型のA型というのできるということですけど、そのA型が8施設で、通所介護ではね、というのは、その8施設というのは、21のみなし指定の従来型の、今までの介護保険制度での要支援1、2の人たちを受けていたところとは別のところがやるのか、あるいは同じ事業所が時間を変えたり場所を変えたりかして、やるんですか、A型は。A型のデイサービスは。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） A型のサービスは、同じ事業所がやるということになります。その中でももう少しわかりやすく説明いたしますと、先ほどから言ってるような従前の型と新しいサービスのAとの違いが、今佐原議員からは簡単にお話でしたが、ほかに何が違うかというのをもう少し説明させていただきたいと思います。

訪問看護につきましては、さっき佐原議員が言われたように、身体介護がないのが新しい訪問型のサービスAになります。それでほかに何が違うかというと、費用、負担額のほうが変わってきます。これまでは従来型の形は月単位で支払ってましたので、1回行く方でも4回の方でも同じという金額だったのですが、今回のサービスAにつきましては、1回当たりの金額で支払うような形になりますので、なおかつ従来型の金額の80%の金額をベースに行っておりますので、金額的には利用回数の少ない方につきましては、かなり費用負担が少なくなってくるのではないかと考えております。

あと通所型のほうの違いにつきましては、サービス内容が機能訓練がなくなるというような形になりますので、そのサービス分が減るということで同じように月単位から1回当たりの回数の支払いになってきますので、そちらの方でも同じように利用回数

の少ない方の負担が軽減されるというふうに解釈させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） では、本当にA型というその規制緩和の新しい、有資格者ばかりでなくてもいいよというデイサービスやホームヘルプサービスが開始になるわけですけども、ちょっともう一度、わかんないんですけど、そのA型8事業所というのは、現在行っている21施設の中の一部ということですか。新たに簡易なサービスだけをやる事業所が出たということですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 21事業所のうちです。中ということでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ちょっとしつこくで済みませんが、その従前型の要支援1、2の人たちも、お金の出どころが違うけれども、総合事業として要支援1、2の人たちは今までどおり、アという所に行っていたら、アのまま行けるんだけれども、料金は8掛けぐらいに安くなるということですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） その辺が8掛けというよりも、従来型ですと月単位で支払っていますので、例えば通所の介護のほうでいいますと、月単位で要支援1の方ですと、実際には1万6,470円という金額がかかっていて、そのうちの1割が自己負担になってます。この場合は、大体平均すると週1回ということで月4回がその算出の根拠みたいな形になります。今回の改正のほうのサービスAになりますと、その1万6,470円の80%の金額を4回で割った金額が1回当たりの金額になりますので、人によっては5分の1、1回しか行かない方は今までの支払いの5分の1で済むというような判断だと思います。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。利用料についても大体わかりました。委託事業所もそのまま利用者さんたちが、制度が変わるから別の所へ行かなくてはいけないというそういう不安もないということ

もわかりました。

それと、利用者さんや一般市民への、まだこれから要介護状態となっていく方たちへのそういう周知というのは、今現在、介護サービスを受けている方は担当ケアマネジャーからとか、一般の方はウェブサイトでとか、今後広報こさい等にも載せていただければと思いますけれども、しっかりやっていただきたいと思います。

老人クラブへの出前講座というか、お知らせとか、そんなような計画はどうでしょうか。この新しい制度に切りかわるってなかなかちょっとわかりにくいかなと思うんですけど。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 老人クラブという対象よりも、市民全体に、今言われたように出前講座がございまして、それを積極的に実施してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 総合事業は私も今さきに言いましたように、一次予防事業対象の健康体操だけ、元気で自分で遠くまで歩いて行ったりとか公共交通機関に乗って行って自分の健康維持をするよという人も含まれているわけですから、年齢、利用できる年齢、介護保険は40歳から第2号被保険者で65歳から1号ということで対象ですけれども、その一般高齢者ということなんで、65歳以上の方が対象なんですかね。ですから今は介護認定を受けて要支援1、2の人たちが今までは予防給付を受けていたわけですけれども、この総合事業になると、介護認定を受けなくても自分で行きたいと言えば行けるという理解でよろしいですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） このサービスは、まだ今後、今サービスAといたしましたけど、結局AがあるということはBもCもDもあるという考え方になってきますので、現在のこの今回つくったサービスは、あくまでも要支援1、2の方のための制度でございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。まだまだ国の

ほうもいろんな市町の症例が上がってきたことで、内容も変更していくと思われますし、ではちょっと引き続きになりますけれども、Bをやる、Bというのはそれぞれの地域性ですので、またB型については、今のところ出てるのはBぐらいまでですけども、ちょっとそれは後でお聞きます。

では、移行事務というのは、順調に進んでいるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 湖西市の場合、今ここに新しい制度で話をしておりますが、既にこれに似通ったB、C、Dになります例えばはつつつデイサービスとか、いきいきサロン、そういうものも全てこのほかのB、C、Dの中に入ってくるかと思っておりますので、この辺の整理をもう少しわかりやすく今後していきたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。次へ行きます。

総合事業の中核は自立を助ける新しい住民の支え合いの仕組みづくりで、10年ぐらいかかると言われています。

まず地域の弱点をはっきりさせ、情報の共有、連携強化の場としてのネットワーク構築、協議体を早期に設置することが最優先と厚労省の調査事業を実施したコンサル会社は述べています。

そこで4つの事業の3つ目になりますが、地域包括ケアシステムにおいて、市全体を第1層協議体、中学校区や地域包括支援センターなどの地域を第2層協議体、市も超える場合もある利用者とサービス提供者をマッチングする支援機能を第3層として、生活支援体制整備を図ろうとしていますが、そこで中心となる生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員の人選や配置人数、活動範囲の検討はどこまでできているのでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 生活支援コーディネーターには、地域の高齢者支援ニーズを踏まえたサービス提供体制の構築に向けたコーディネート機能

を果たすことが求められています。

コーディネーターの人選につきましては、適任者と考えられる個人を選出する方法や、組織・団体へ依頼する方法等がありますが、現在は社会福祉協議会の職員に研修を受講していただいております。

第1層、第2層、どちらに配置するかなどは今のところ未定ではございますが、日常生活圏域を範囲とする第2層、これは包括支援センター単位という意味ではございますが、協議体の前身となる研究会を、そういう意味で各圏域で立ち上げ、地域における人選等についても考えていく予定で、最終的には1協議体に1名のコーディネーターという形で配置を考えているところでございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） わかりました。1層、2層、1層というのは市全体というのは、これは全国共通の考え方だと思いますし、1層がなくても2層からやっていくという省令も先進市はあるというようですが、2層というのは自分の一番身近な地域ということで、一応湖西市は地域包括センターが4カ所あるもんだから、その4カ所が所管するエリアを2層と捉えてやっていく。そしてその一つ一つの協議体の中に、1人の生活支援コーディネーターを配置して、今、社協の職員を研修中であるということですが、はい、わかりました。

では3番目の、市全体を協議体とする第1層のトップとなる生活支援コーディネーターの人選はどのような基準で依頼するのでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 第1層のコーディネーターについては、市全体を捉えたコーディネート機能が求められることから、地域の多様なサービス提供主体と連絡調整ができ、かつ市民活動への理解がある人物を市が依頼し配置できるよう考えてまいりたいと思います。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） これは本当に研修を受けた中でも、市全体をコーディネートする人は、行政マンがそのまま移行するとか、社協の偉い人が行くとか

ということではなくて、本当に民間や地域の中から選出することが望まれると。

具体的には、男性であっても自分で御飯の用意くらいできる人が望ましいというような具体的な話も研修会の中ではありました。そういうような人柄、やはり人からも信頼される、名実ともに備わった方でないと、いろいろな関係機関の連携、連絡調整はできないということからだと思いますが、よろしくをお願いします。

第1層から3層の話はわかりましたが、通告してありますので、第1層から3層の協議体の設置はどのような体制にするのか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 先ほどから説明してありますが、第1層を市全域、第2層を地域包括支援センターの圏域である4圏域とし、現在のところ第3層の設置につきましては考えておりません。

構成は、第1層、第2層とも、行政、生活支援コーディネーターのほか、社会福祉法人やNPO法人、あと地縁組織、民間企業、ボランティア団体等が考えられますが、まずは最低限必要な参画者で研究会を立ち上げ、徐々に参画者をふやしていく方法をとっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） まず、地縁という自治会等が入るかと思いますが、その参画して協議していく人たちを28年4月からもうそういう動きを始めるということではよろしいですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） この生活支援コーディネーターの配置につきましては、既に社会福祉協議会、県の主催する研修に市の職員も含めて出席しておりますので、そういう検討を既にしているということです。

あとはやはり最終的な人選につきましては、なかなか難しいところがありますので、その決断がどこかで必要になるかと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 今、協議体の設置の中に、そ

のいろいろなNPOとか行政とか地域支援コーディネーターとか、地縁団体とかとおっしゃいまして、参画者をふやしていくとおっしゃいましたので、その参画者をそういう前身となる研究会を設立するというお話も先ほどありましたけれども、そういうものを開催して、この4月から参画者をふやしていくような会合等を持っていくということですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 研究会自体は、社会福祉協議会と市の2つの組織で研究会という形でもう立ち上げております。今後、先ほど申し上げたような形の人たちを入れていく中で、そういうコーディネーターを誰にするかという人選等も検討することとさせていただきます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 本当に研修のところでは、一般市民からも意見を聞きなさいというようなことがありますので、本当にどこまでを密室というのかわかりませんが、市全体に本当にこういう事業に今移行していくんですと、自分たちの住んでいる身近なエリアで立ち上げていくので協力者を募りますというようなことも、そういう動きもしていただきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 今、佐原議員がおっしゃいましたような形で、やはりいろんな方にお話を聞いた中で、どんな人がいるかということも把握して、意見を十分に反映できるような形の体制をとっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。

では5番目の、地域包括ケアシステムの構築に先駆けて昨年平成27年4月から、医療・介護総合確保推進法の中で特別養護老人ホームの入所者を原則要介護3以上としたり、昨年平成27年8月からは一定以上の所得のある利用者の介護保険料の自己負担分を2割にしたり、入所ショートステイ利用者の食費・居住費の減免が、収入を細分化して条件をつけたということで受けにくくなったりしていますが、御利用者や御家族は、既に移行済みのことではあり

ますが、御理解いただき問題なく現在も推移しているのでしょうか。減免がとりにくくなったり、料金がふえたり、入所がしにくくなったりということですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 4月から特別養護老人ホームの入所基準は、原則要介護3以上となりましたが、要介護1や要介護2の方についても一定の要件を満たしており特養入所がやむを得ない状況であると施設が判断した場合については、市の意見も参考にした上で特例で入所させることができる特例入所制度が設けられております。

また8月からの制度改正については、2割負担となった世帯や減免措置の対象から外れた世帯などから、改正後数カ月は長寿介護課の窓口や電話にて問い合わせが寄せられましたが、大きな混乱はなく、現在においては落ちついた状況となっております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。丁寧な御理解いただける説明をして、今後もしよろしくお願ひします。

では6番目です。平成28年1月8日を期限として、地域密着型小規模特養を1カ所29人以下定員で募集していましたが、要件を満たす応募はありましたでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 市内の1社会福祉法人から応募があり、今現在、長寿介護課において募集要項に適合しているか書類審査を行い、一次審査を終了しています。

今後は社会福祉法人設立及び社会福祉施設整備審査会において、書類の審査、ヒアリング等の二次審査を行い、今月中には結果を出してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 私は毎年12月に、ここ2年、地域包括ケアシステムの構築しなければならないというプログラムが発表されてから一般質問をしてるんですが、その中で今後特養のふやす予定はと言っ

たときに、状況を見て入所待機者が多ければ考えるが当面は考えていないというのが一昨年の12月だったかと思うんですけども、その後ももちろん高齢化は進んでいるので、ニーズがあるということだと思いますが、判断、建設をしようとした判断はどういうことですか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） これは、この計画は湖西高齢者プランの中に位置づけて、3年ごとに作成することになっておりまして、この決定は、昨年度、高齢者プランを策定した中で決定してきたものです。

今回、募集が今の時期というのは、そのときに29年度に整備をするという計画を立てましたものを今公募させていただいてる。かなり通常よりも早く公募させていただきまして、ちょっとこの辺がどうなってるのかと疑問に思われるかわかりませんが、計画どおりの募集という形になります。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ありがとうございます。わかりました。

では7番目の、地域包括ケアシステム構築には縦割り行政を排してあらゆる課や団体との連携が必要となり、職員に包括する、まとめる能力が必要となります。介護保険制度スタート時よりも大変な、一般住民をボランティアとして巻き込む作業にて、リーダーシップが必要とされる事業です。

地方創生の総合戦略と同等の気合いを入れた職員配置、体制整備をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 議員御指摘のように、この福祉の部門は、毎年毎年、制度が変わるという問題がありまして、勉強意欲のある人間で、この分野に関心のある人間でないと、うまくいかないというふうには私も考えておりまして、そのような人材を配置しているつもりでございます。

議員から見ると、まだまだ力量不足だということもあるかもしれませんが、今ある市の陣容の中で

は、そのような分野に適した人間を配置しているつもりでございます。以上でございます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 別に今配置されている人がどうだということを決して言ってるわけではなくて、総合戦略をつくる時には各課から、各部長さんたちがメンバーになったりというところで、短期決戦というか、この3月までにつくらなければいけない総合戦略であったということもあり、強力な布陣で事業に取り組んでいただいたんですけども、本当に今最初のほうのいろいろな制度の変化を聞いていただいても、容易に理解できないようなふうには、本当に3年前にこのプログラムが国から出されて、要は少子高齢化というところ、そこから地域包括ケアができ、そして地方創生、そして1億総活躍とつながっていくわけですけども、しかしその辺の、次の市長施政方針のほうとダブってきますので、ここは簡単におきますが、本当に大事な事業だということ、市長さんも今、わかっていますよというお話でしたので、よろしくお願ひしたいと思います。

あと私の意見として、現在既に介護職の不足が深刻です。介護施設で働く人とか、自宅での介護もそうですけど、今後ますます不足する介護人材対策として、有資格者は要介護状態の中・重度者の身体介護等に集中して、軽度な要支援者には、地域のあらゆる方々、商店、企業、ボランティア、自治会等での支え合い、お互いさまで、元気な高齢者が家事援助に訪問したり、訪問B型ということですね、高齢者が高齢者のお宅に行って、やる。現在新所でやっけるひだまりサークルも、新聞の取材に来た記者が、どの人がボランティアでどの人が利用に来てるかわかりませんねというのが現実ですが、そのように元気な高齢者を活用していくという、そういうところで地域の居場所等で通所介護B型ができる地域づくりが望まれています。

地域を掘り起こして、ばらばらでも弱いものでも巻き込んで束ねれば強いものになる、をするリーダーが地域包括ケアには必要だということで、昨年12月定例会の一般質問で、私は市職員の地区担当制、地域づくり支援員を提案しましたが、現役職員と地

元に退職しておられる市職のOB、OGを、社協担当者とともに第2層協議体の黒子として配置して、地域包括ケアシステム構築に加速度をつけてほしいです。

現状の各自治会や幾つかの自治会を包含した協議体で地域包括ケアシステムの構築は、現実味がありません。ぜひ具体的な一步を踏み出す手だてをお願いしたいと思います。

7番の最初のところの職員の体制整備を言いましたが、現職員だけでなく、再任用なり、あるいは本当に全くのボランティアでも、地域にいる、行政と連絡がとりやすいような人材というのが、市職OBには多いと思いますので、OB、OGに。その方たちをぜひ第2層の協議体のところに張りつけて支援してもらえそうな、地域包括ケアシステム構築だけでなく、全ての地方創生についての必要なことだと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 地区担当制の提案いただいたという点は記憶にもございまして、検討を今している最中ではありますが、かなりの難しさがあるなど。それからOB、OGの配置という点についても、退職をしておる人のボランティアという点で、そう簡単にいかどうかわからないなという点で、まだ検討の段階でございます。御指摘はわかりますが、ちょっとまだ具体的に前に踏み込んでおりません。以上です。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） もちろん、私も自治会のほうで顧問をさせていただいて、その中に、やっと退職して楽をできると思ったら自治会をしなきゃいけないということで、こんなに苦勞するはずではなかったとか言っている役員さんもいらして、それは事実です。そういう方もいらっしゃるし、やはり人からありがたいと言われて期待されて、またきょうも朝から頑張ってお家を出ようというものを、やや失った生活を送られることにちょっとなれるのに大変だなと思われてる方もいらっしゃるようですし、先日の賀詞交歓会の際に、まだ退職には少しある方なんか、12月に言ったああいう制度はどうでしょうね

と言ったら、自分はボランティアでも地元で退職して帰ったら働きたいと思ってますと言ってくれた職員もおられました。そういう方も中にはいらっしゃいますので御承知おきください。では、この1番は終わります。

○議長（二橋益良） それでは主題の2のほうに移ってください。

○6番（佐原佳美） 主題2の市長施政方針説明についてです。

いただきました、市長さんが読み上げられましたこの施政方針説明書ですが、ちょっとこの内容に疑問があるためお伺いいたします。

今、ずっと私がしゃべってまいりました地域包括ケアシステムの早期構築をという言葉が、含まれていないということでお伺いいたします。

この平成28年度の当初予算案の中には、しっかりと先ほど説明した4つの事業を進めると地域包括が進むよというのが載っていたりしています。ですが、市長さんのその施政方針の中には、何回読み直しても地域包括ケアシステムという言葉、構築するという言葉が出てきません。

何回も言ってますが、すごく大変な事業です。そこら辺でちょっと市長さんがこの高齢者施策や地域包括ケアシステムについてどういうお気持ちでいらっしゃるのか、心の置きどころがはかり知れないのでお伺いします。

そしてこの当初予算案の概要の中の基本方針の中も、市民が将来に向かって夢と希望を持てる社会の実現のために安全・安心と少子化対策、子育てに着目した予算編成と2行にわたって基本方針があるだけで、高齢者については触れてないんです。

もちろん、予算は入ってますのは十分承知しておりますが、新年度予算案の中にあるのは承知しておりますが、自分がしゃべる原稿を自分が、スタッフが用意されたとしても、市長さんは見られるわけですよ。その中にちょっとこれがないんじゃないかみたいなことはお感じになりませんでしたか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 施政方針の中で、この地域包括ケアシステムについて触れないことに対して、佐

原議員をがっかりさせてしまったことについて、おわび申し上げます。決して軽視したわけではありませんが、地域包括ケアシステムは高齢化が進む我が国において、議員がおっしゃるように地方創生、一億総活躍社会と連動している重要な政策であります。

敬老会のいつも9月に行われる集会の席でも、このすばらしい日本をつくっていただいた先輩方として尊敬しておりますと、いつも私も申し上げております。

議員がおっしゃられた事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業は28年度に開始いたしますが、他の3事業については関係機関との調整や研究会の立ち上げなど、まだ準備中でありますことから、今回の施政方針では取り上げなかったものでございます。軽視しているわけではないということを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） 前段のところでは、市長さん、うっかりだったのかなというところを思えたりしたんですけども、今の4事業あるうちの3つがまだだから自分の施政方針に入れなかったというのは、大変な認識違いだと思います。

この一番最初の介護予防・日常生活支援の総合事業を、私一番最初にも言いましたが、取りかかっているのは8市、この4月から取りかかろうとしているのは、湖西市を入れて8市です、35市町の中で。そして一番早いところは、昨年の平成27年4月から伊豆市と森町が始めていて、伊豆の国市が2番目でことしの1月、あとは湖西、松崎、富士市、ごめんなさい、それと島田市も、島田市と伊豆市と森町が去年の4月からで、ことしの1月から伊豆の国市が始まって、富士市と湖西市と松崎町と川根本町ですか、それが4月から始まるというね、やはりすごく先進的に取り組んでいることなんですね。

これは本当に、本来ならば市長さんがリーダーシップをとって、私が県下に先駆けて始めましたと言わなきゃいけないところだと思うんですね。それが、まだあとの3つの事業がって、あとの3つの事業なんて誰もやってませんよとちょっと言ってしまうといいかどうか分かりませんが、まだ本当にそういう

状況の中で一生懸命担当部署が取り組んでいることを、やはり市長さんは、これ、誇らしく言ってもいいところだと思うんですね。やはりその認識が、ただ誇らしいと言っても整備がすごい大変なんで、裏返すとそこへの思い入れがないというふうに見られてしまいます。地域包括ケアシステムの構築に心がいてないというふうに見えちゃうんですが、いかがですか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 弁解できないことかもしれませんが、もっとスピードを上げて準備をしなければならなかったという御指摘かと思しますので、これからしっかりと、多少おくれたかもしれませんが、追いついていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 残り時間が少なくなりましたので、要点をまとめてお願いします。佐原佳美さん。

○6番（佐原佳美） ちょっと市長さん、誤解されてるようなので。私は、今言ったように35市町の中で湖西市を入れて8市だけが、先行して介護予防・日常生活総合事業を始めるんですね、この4月から。それはおくれてるのではないんです。またちょっと部長さんとよくお話をさせていただきまして、ちょっと施政方針にない以上にもっと市長さんの様子がわかってしまったのが本当に悲しい状況になりましたが。ということで、ますますの市長さんの高齢者への施策の力の入れようをお願いして終わりにいたします。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、6番 佐原佳美さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とさせていただきます。再開は11時5分といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、7番 渡辺 貢君の発言を許します。それでは7番 渡辺 貢君。

〔7番 渡辺 貢登壇〕

○7番（渡辺 貢） 7番 渡辺 貢であります。通告に従い、質問をさせていただきます。

先日、湖西高校の卒業式に出席をさせていただきました。校長先生は式辞の中で、社会に役立つ一員になること、そして18歳投票権を得られたことについて、ぜひ投票に行っていきたい旨のお話をされました。

市長の祝辞もこれに合わせ、同様なお話をしてくださいました。指導的な立場の方が機会を捉え、政治への参加の呼びかけをしていただいた様子を、ありがたく聞かせていただきました。若い人たちには、もっともっと政治に関心を持っていただけるよう、働きかけが必要だと思っております。

さて、選挙管理委員会には私ども市議会議員もお世話になっている立場であり、常々御苦労されておられる委員長さんに御答弁を求めるのは大変恐縮ではありますけれども、本日は18歳以上選挙権拡大への対応と投票率の向上に向けた取り組みについてというテーマで何点か質問をさせていただきます。

昨年6月、公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。その一方、投票率の低下傾向にある中で、特に20代の投票率はこれまでの選挙でも全体に比べかなり低く、対応策が課題となっております。

総務省のデータによりますと、国政選挙の年代別投票率は平成26年12月の衆議院総選挙では全体平均が52.7%に対し、20から24歳までの投票率は29.7%、30%を切っているんですね。それから25から29歳が35.3%、まだ約3分の1です。平成25年7月の参議院議員通常選挙では全体平均が52.6%に対して、20歳代は33.4%、これも3分の1でございます。いずれの選挙でも他の年代に比べて相当低い水準にとどまっております。

そして、湖西市の市議選の投票率の推移を見ますと、平成19年が74.7%、23年が69.2%、去年は61.7%でございました。8年で13%も減少をしております。国政選挙も同様に、年を経るに従って大幅な低下となっております。深刻な状態といっても過言ではないと思います。どうすれば投票率が上げられるか、難しい課題ではあります。

ある人は、有権者が投票に行くかどうかの主要な要因は4つあるというふうに言っておられます。1つ目は選挙が競っているかどうか。候補者や政党の力が伯仲し、自分の投票に重みがあると感じる。そういう必要があると。2つ目は政策の違いが明確であるということ。有権者もその違いを認識しやすくなります。3つ目は投票コスト。つまり投票所に行くまでの負担、投票所の利便性の問題だそうであります。この部分は期日前投票制度により、かなり改善が図られていると思います。4つ目は、そもそも投票に行くことが長期的には民主主義の向上、私たちの生活に利益をもたらすといった有権者の意識の問題でございます。

最初の2つは、どちらかという政治家サイドの問題で、行政や有権者からすぐにかかるといことができない部分でもありますが、3つ目の投票所に行くまでの負担軽減については、さらなる制度改正や選挙管理委員会の工夫・努力が期待されるところでございます。

4つ目の有権者の意識に関する問題は、長期的に取り組まなければならないテーマではありますが、18歳選挙権の制度がスタートするこの機会に、改めてこれまでの選挙啓発活動や主権者教育の取り組みについて見直しを行い、選管と教育委員会が連携をしながら推進をしていくことが重要だと思っております。

そこで、選挙管理委員長さんにお尋ねをいたします。今回の選挙権年齢引き下げの意義をどのように受けとめておられるか、まずお伺いをいたします。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いいたします。選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 藤井年昭登壇〕

○選挙管理委員会委員長（藤井年昭） 渡辺議員の質問にお答えをいたします。

今回の公職選挙法の改正は、選挙権の拡大という意味で70年ぶりの改正であり、大変大きな意義があるものであります。長く、若年層の政治離れ、投票率の低下が常態化し、将来を担う若者たちが政治に関心が薄いことで、若者の意思が国や地方に反映さ

れないことが大きな問題となっております。

このような中で、選挙権年齢の引き下げにより、より多くの若者たちが政治に関心を持ち、若者たちの意思を政治に反映する機会が広がられたという点で、大変大きな改革であったと考えております。加えて、今回の法改正が政治改革の一步となるよう、大いに期待をしているところであります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君、よろしいですか。

○7番（渡辺 貢） 期待どおりの御答弁をいただきました。ありがとうございます。私も70年ぶりの選挙権の対象範囲の拡大ということで、大変な意義のあるものだというふうに思っておりますし、世界的に見ても18歳選挙権が認められている国は9割を超えているということも聞いておりますので、そういう世界の潮流にも沿ったものだというふうに思っております。この機会を捉えて、未来を担う若い世代が主体的に考える契機となるように願うものでございます。

それでは次の質問に移ります。1の2です。

選挙における投票率の低下と政治的無関心の増大は、政治の民主主義的正当性を揺るがしかねない問題だ、そういうふうに言われております。

現在注目されている人口の減少問題と同様、選挙の投票率も対策を打たなければ下がる一方で、私ども政治に携わる者はもちろん、行政、有権者である三者が危機感をもって取り組まなければならない喫緊の課題の一つだと思っております。

議会改革の取り組みの一つとして、同僚議員の一部からも高校生と市議会議員の話し合う場面をつくることで、若い人たちが今何を考え、何を望んでいるか伺いながら意見交換ができたならと、そういう声がございます。高校生にはまちづくりや政治への関心を持っていただく機会として、そして市議会議員は若い人たちの考えを知り、よい提案であれば市政に反映させることができたならば、そう思うものであります。こうした議会側の取り組みも課題であります。議長を中心に論議が進められればというふうに思っております。きょうここでは行政を執行する側の考えを伺ってまいりたいと思います。

湖西市の各種選挙の投票状況に関する統計を見ますと、投票率の動向から、あれっという、そういうような現象もありますけれども、本市の選挙管理委員会では過去のデータをどのように分析されているのでしょうか。年代別、性別などの投票率の現況を見る中で、低投票率の原因をどのように捉え、そのことについてどのように対応をしようとされているのか。その上で選挙事務への参加や出前講座とか模擬投票の実施などの取り組みの事例も耳にいたしますが、特に新たに選挙権を付与される対象年齢を意識した選挙啓発活動として、国会で改正法が成立した昨年6月以降の対応状況はどうであったか。こういう点、また今後の取り組みについての考えはどうかについて、お伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（藤井年昭） お答えします。

湖西市の近年の投票率は、県内市町では常に上位であります。決して満足のいくものではありません。とりわけ若年層の投票率の低さは、選挙管理委員会としましても大変苦慮しているところでございます。

要因としましては、若者のみならず、有権者全体に政治への関心の低さが考えられます。政治は変わらないという考えや、投票より自分の都合を優先するという姿勢が考えられます。私たちの生活は政治と深いかかわりがあり、投票によって私たちの生活が変わるということを実感していただくことが重要であると考えております。

なお、選挙管理委員会としましては、新有権者に選挙制度を知ってもらうため、若年層向けの説明資料を作成し、湖西高校と新居高校において4回の出前講座を、明るい選挙推進協議会委員の皆様と連携し実施してまいりました。

今後につきましては、出前講座、模擬投票のほか、ウェブサイト、イベント等でのPRなど、積極的な啓発活動にも取り組んでいきたいと考えております。加えて学校教育での政治にかかわる学習のほか、家

庭においては選挙公報を読んだり、一緒に投票に行ったりする等の家庭教育の充実を図るいい機会がありますので、若者たちの育成のために取り組んでいただけるよう強く願っているところでございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。おっしゃるとおりでございまして、政治への関心の低さ、それから投票よりも自分の都合を優先してしまうと、そういう行動のあらわれかなというふうに思います。出前講座も既に何回か聞いていただいたということで、学校教育とか家庭教育との連携もというようなことでお話がございました。ぜひ今後とも積極的に御努力をお願いしたいと思います。

それでは次に参ります。

○議長（二橋益良） 次、3番の質問ですね。

○7番（渡辺 貢） はい。1の3ですけれども、選挙権年齢18歳引き下げの法改正を踏まえまして、教育現場における主権者教育について、教育長さんにお伺いをしたいと思います。

選挙権年齢引き下げを機に、投票率向上のための選挙啓発活動の充実と合わせまして、若年層の政治への関心がより深まるような主権者教育の充実が求められています。これは今選挙管理委員長さんがおっしゃったとおりでございます。

最近では新聞やテレビで選挙権年齢引き下げに伴う取り組みの様子がよく取り上げられておりますが、一過性なものにならないかという心配もでございます。

ある地域創造のための情報誌に、18歳投票が劇的に選挙を変える鍵を握ると、こういう表題でシティズンシップ教育ということに触れた見出しがありました。これは早稲田大学の名誉教授で元三重県知事の北川正恭さんの発言の記事でありましたけれども、シティズンシップ教育というのは、目まぐるしく変化する現代社会において、子供たちが将来、市民としての十分な役割を果たせるように、近年欧米諸国を中心に学校教育で導入されてきているとの解説がございました。

これまでも学校では、国や地方自治体における政治の仕組みとか選挙の意義、そして国民、住民とし

積極的に政治に参加することの大切さなどについて、御指導がなされていることと思います。しかしながら、今日の投票率の低下や18歳選挙権制度のスタートを踏まえまして、教育現場における主権者教育について、どのように捉えておられるのか。また、この際、新たな取り組みについてどのようなお考えをお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（二橋益良） 教育長。

○教育長（山下宗茂） 先ほど選挙管理委員長さんから、高等学校での出前講座の話がありました。実際には、小・中学校においても、これまでも政治に関する内容について、一部社会科において学ぶという機会がずっと行われておりました。

例えば小学校6年生では、社会科で国の政治の仕組みについて学ぶというような項目があります。また中学校3年生では、社会の公民という授業の中で、選挙制度や選挙権、日本に存在をする政党などについて学ぶ。そういう機会もありますし、実際には生徒会選挙等で実際に選挙のように記載台や投票箱を選挙管理委員会からお借りして投票を行う、模擬投票のような形の実践ということを行っています。

ただ、今議員から御質問にあった主権者教育という点については、今のような状況、今のような学習は不十分かなというふうに私自身は考えています。

今回の改正について、18歳という年齢の引き下げは非常に大きな改正点というふうに認識をしております。ただ、それ以上に大きな改正は、これまで四十数年間、高校生に対して政治的な学習あるいは政治的な活動について、禁止あるいは制限が加えられていたということが非常に大きな部分であり、それを主権者教育に結びつけていかなければいけないというふうに考えています。

そもそも主権者教育ということになりますと、投票をするための本来教育ではなくて、人々がすべからく社会に参画をするというための教育だというふうに私自身は考えています。

そういう意味で、日ごろから身の回りの地域を含めた社会とか政治とかいろんな部分にやはり関心を

持って、自分自身知識を習得し、ほかの人の意見等も聞きながら、自分でその知識をもとにしてやはり考え、判断をし、自分だったらどうするんだろうという決断をする。そういうような思考力や判断力というのをやはりきちんと養っていかなくては行けないだろう。そして、その自分の考えに基づいて態度を決めるとか、あるいは意見を言うとか、あるいは行動をするというような形にやはりつながっていかなくては行けないだろう。そうしない限り、これまでずっと言われている若者の無関心であるとか、そういうところがやはり解消されていかないだろうというふうに思っています。

他人の意見を聞いたり、自分なりの考えや意見を持つというのは、理解力とか判断力とかそういう点では、その主権者教育だけではなくて、本来学習の基本であるというふうに私自身は考えていますので、主権者教育もその延長線上にあって、短時間にこういう力というのは身につけられるものではありませんので、やはり18歳から自分の意思を明確に投票によって示すことができるような状態になるまで、そういう力をきちんと養っていく、培っていくというような長いスパンのやはり主権者教育というのは必要だろうというふうに思います。

今後、具体的な取り組み等、また検討をして、ぜひ小学校あるいは中学校においても実施をしていきたいな、取り組んでいきたいなというふうに私自身は考えております。ただ、現在も実は総合的な学習の時間という時間があるんですけども、そういう中で小学生も中学生も、地域の調べ学習等を時間を設定してやっております。ですので、地域の身近なやはり疑問点や問題点というのを把握しながら、いろんな人にその話を子供たちは聞くという学習をずっとやっておりますので、そこから、解決するためにはどういう働きかけ、どういう形で今後自分たちが考え行動していくのがいいかという、要するに主権者教育にもう少し結びつけるような、学習の深化、深めるということがまずはあってもいいのかなと、そんなふうに考えております。お答えになったかどうかかわかりませんが、以上であります。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。子どもは、投票率向上に向けて、少しでも結びつくような教育ができないのかなというふうな思いもありますけども、教育長さんおっしゃるように、もっとじっくりと長期的な視点で子供を育てていくことが必要だということはおっしゃるとおりだと思います。

よく欧米の人たちに比べて、日本人はなかなか自分の意見を言わないというふうな場面が多いというふうに言われてます。アメリカの教育なんかはディベート法ということで議論を闘わせるというような、自分の意見をちゃんと主張して、どっちがよりよい考えかということ学ぶ、そういう学習があるというようなことを聞いたことありますけども、まだ主権者教育については、まだまだ不十分だという御認識は今おっしゃっていただきましたので、具体的な取り組みを検討して実践をしていただけたらというふうに思います。

次に1の4へ移ります。

○議長（二橋益良） 4番の質問に移ってください。

○7番（渡辺 貢） 先月12日、政府は公職選挙法の改正案を国会に提出いたしました。今国会で成立をすれば、夏の参議院選挙から適用され、投票環境が大きく改善されるとのニュースでございました。

改正案は3つの柱で構成をされ、このうち共通投票所は、湖西市に当てはめてみると、地理的、都市的な構造から見て、大きな利便性の向上につながるかどうかは難しいというふうにも思いますが、現在は指定の1カ所に限られております投票日、統一の投票所を、自治体の判断で人が集まりやすいスーパーなどにも設置できるようにして、同じ自治体に住む人なら誰でもそこで投票ができるというふうに変えようというものであります。ほかにも自治体の判断で期日前投票の投票時間の弾力化や有権者が投票所に連れて入ることができる子供について、幼児から18歳未満まで拡大すると、そういうふうな内容になっているというふうに伺いました。

まだ国会で審議中ですが、成立をすれば、この夏の対応になりますので、仮にこの改正案が成立した場合のことを想定したとき、これをどのように受けとめ、その対応策について思うことがあれば、お話

をお願いしたいと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（藤井年昭） 今回の公職選挙法の一部改正は、今渡辺議員が御指摘のとおりであります。

現在、公職選挙法の改正法案が国会で議決されていないため、未確定であり、実際の対応等はこれから行うこととなります。

共通投票所の設置につきましては、二重投票をいかに防止するかという大きな課題がございます。

湖西市の現状を考えると、簡単に導入できる状況ではないというふうに考えておりますけれども、今後、国の動向等を確認しながら慎重に対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） ありがとうございます。ちょっと湖西市にとってはなかなか難しいということかなと私も思いますが、投票環境の改善という点については、いろいろ情報収集をお願いしたいと思います。

ちょっと関連で一点。

○議長（二橋益良） どうぞ。

○7番（渡辺 貢） 隣の新城市では、18歳選挙権の導入を前に若者に実際の政治に参加してもらう試みを始めた、そういう話を伺いました。若者の声を行政に取り入れることで、過疎化に歯どめをかけたという考えから、若者議会条例を制定しまして、16歳の高校生から29歳の社会人まで、20人に参加をしていただきまして、若者視点で福祉やまちづくりなどの政策を考え、採用されたものは実行に移していくということでございます。

その結果はまだ聞いておりませんが、27年度の当初予算に1,000万円を措置したと、そういうふうな話でございました。

選挙管理委員会、議会ともども、行政の側も新城市の事例を研究するなどして、若者の政治参加について前向きに御検討を願いたいというふうに思いますが、関連ということで、もし市長さんの思いがあれば、このことに関連してお答えをお願いした

いと思います。お願いします。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 投票率が低下をしている日本の現状に関しまして、私のつぶやき欄、高談轉清でも取り上げ、諸外国に比べてこのような形でどんどん低くなっていることは重大な問題だということを書いたことがあります。そして、何か画期的なことがないかなということも考え、また部長の間でも何かいいことないかなということも話題にしたこともあります。これといった画期的な案が出なかったために、湖西市としては注目されるような提案を現在まだいたしておりません。

新城の話聞きまして、これも一案だなというふうにも思いますので、まだ時間がありますので、何かまだ考えてみたいなということ、総論としては、きょうの討論の中で共通認識があると思いますけれども、しかしこれだという画期的な案がない。

4つの投票に行く要素ということ、私もそのとおりだなと思いますのは、市議会議員の選挙の投票率が落ちているのは、特に今回は一人しか定員よりもオーバーした人が出なかった。3人も4人も落ちる状況でいっぱい出てくると、間違いなく投票率は上がるんですね。そういう要素も含めて、争点をはっきりしなくてはならないとか、いっぱい出るという出るほうの側という要素はありますが、投票する側として、あるいは我々の喚起する何かとして、まだ時間がありますので考えてみたいというふうに思っております。十分なアイデアがなくて大変申しわけないと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 先ほども申し上げましたけども、選挙管理委員会、それから我々政治家、そして行政、これがそれぞれ努力をして投票率を上げていくという点では、政治に関心を持っていただく点では新城市の事例も一つの事例かなというふうに思いますので、ぜひ行政の側も御検討をお願いしたいと思います。

それでは大きな2番目に移りたいと思います。

○議長（二橋益良） 主題の2に移ります。

○7番（渡辺 貢） 湖西病院の一部療養病床移転

計画の挫折に対する対応について、お伺いをさせていただきます。

去る2日の中日新聞に、このことが大きく取り上げられました。市民の皆さんも大変関心の深い問題だと思います。

先日、竹内議員も療養病床の必要性を訴え、この問題を取り上げられました。私も慢性期医療ベッドを探す家族の気持ちを思う竹内議員と、考えは同じくするものでございます。

少し異なった角度から質問をさせていただきます。

湖西病院改革プランによりますと、本市の療養病床は、近隣市はもちろん、全国平均よりも著しく少なく、それを踏まえ慢性期医療への取り組みが必要と、そういうことから病棟の改修に進んだというものでございます。

高齢者がふえる中、見舞いに行きやすい、より近距離への慢性期医療施設を望む声が多い中で、供用も間近というこの時期、計画が立ち行かなくなったとの報告は、待ち望んでいた市民にとって、大変なショックであります。

昨年12月議会で、医療費抑制を狙いとした国の病院改革への対応、そして慢性期医療サービスの準備状況に関する私の質問は何だったのかなというふうな思いでございます。

この3日間、こういう言葉を使いたいということで皆さんおっしゃってましたので使わせていただきますが、全くびっくりぼんであります。

市民会館の耐震補強問題と今回の報告は、結果として多額の大切な税金を有効に使うことができないことになってしまいました。事の経過を伺いますと、ベッド数削減という国の政策は知ってはいたが、予想外の出来事について見通しが甘かったということではありますが、失った結果の大きさを今思うと、経過の中でこの時点のこの判断に甘さがあった、確認が足りなかったと、そういう何らかの反省があるのではないかと思います。

一生懸命やっても、うまくいかないときはありますけれども、今後このようなことを繰り返すことのないように、組織としてはこれまでの経過を反省し、何らかの取り組みを検討する必要があると感じてお

ります。

そこでお伺いをいたします。2の1になりますけれども、折しも湖西市の介護保険条例を改正し、この4月から在宅医療・介護連携事業を始めるのことでございますが、先日の質疑に対する説明では、この先2年間はまだ研究検討段階だとのことでございました。こうしたことで、慢性期疾患となった高齢者の対応が不安とそういう思いをいたしております。

市内の中堅病院の先生は、こう語っています。国の医療財政上の苦しみは理解するものの、高齢者の現実を見ると、老化関連疾患であるがんや骨折、肺炎や心臓、脳血管疾患などに加え、その後続く後遺症など、亜急性期、慢性期疾患があって、その治療には比較的長期入院が必要な場合が少ないのが実態。経営的には苦しいけれども、私たちの出番は多いと、こういうふうにおっしゃってくださっています。

現在の医療ベッド44床は、廃止の対象になるが、国の示す新施設に転換は可能との新聞記事をこの間見ましてほっとしたところでございます。

先週日曜日に、市と医師会の共催による福井県の名田庄診療所長の中村先生の講演がございました。自宅で大往生という演題で、住みなれた家で家族にみとられてお亡くなりになった幾つかのケースについて、感謝と家族愛、関係者の思いやりについての実例を紹介しながら、笑いと感動の涙を誘うすばらしいお話でございました。地域包括ケアシステムもその先生が中心となって、名田庄地域のシステムを構築されたというふうなお話を伺いました。

そのところは過疎の地区でありますので、医療サービスの環境は私どものところとは随分違いますけれども、並んで聞かせていただいた隣に健康福祉部長がおりましたので、こういう質問すると、名田庄方式で言われそうですけれども、通告に従いまして、このたびの湖西病院の計画見直しを受けまして、湖西市として、介護へもつながる慢性期医療への取り組みはどのように対応するお考えか、お伺いをさせていただきます。お願いします。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 御指摘のとおり、総論でいきますと慢性期の療養病床が湖西市は足りないというところから、需要があるはずだというのでスタートしたこの計画でありました。

しかし、医療費抑制及びできるだけ軽い人たちは在宅でみるべきなんだという国の大きな方針のもとに、今回断念をしたわけですが、静岡県では、2025年、平成37年までに構築する地域包括ケアシステムを視野に入れて、県内の医療圏ごとに地域医療構想を策定しております。

湖西病院の計画見直しで、圏域の中の慢性期医療病床は減となりますが、湖西市と浜松市で構成する西部地域の二次医療圏慢性期医療の病床数としては、充足している水準にあります。6万人の市というのは、6万人の市だけのバランスでなく、基本的には県西部医療圏域の中での位置づけという形の中で、湖西市を含むその周辺という位置づけで考えていかざるを得ないという状況でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） お医者さんは、湖西だけでなく、浜松、豊橋にもあるよと。全体から見れば割合恵まれているところだというふうな考え方はあるかと思いますが、なかなかお年寄りを浜松、豊橋をお願いをして、しょっちゅうお見舞いに行くというのはなかなか大変でございます。自動車で行けばそんなに遠くはないと言われるかもしれませんが、今回の結果は大変残念だったなというふうに思う次第であります。少し交通機関は必要になりますけれども、浜松をお願いをするということで、その辺のまた橋渡しはぜひお願いをしたいと思いません。

それでは最後に2の質問であります。

市民会館の耐震補強問題、湖西病院の一部療養病床転換計画見直しという今回2つの事業をスムーズに進めることができなかったということについて、今後の教訓とすべき反省点は何か。その対応についてお伺いをしたいと思います。

例えば、情報収集やリスク管理などについて、それぞれの部門における専門職員を育てるということ

に、これまで以上に力を注ぐべきではないでしょうか。また、先進地事例を見聞する機会や、専門的な外部研修を受講できるように、もう少し研修旅費を充実させるなどの取り組みはどうでしょうか。病院の事務職ということだけではなく、経営的なセンスを持った職員を育てる、そういう費用も必要ではないかと思う次第でございます。

県の職員はもとより、先駆的な取り組みをしている他の自治体職員や国の施策の進め方に詳しい外部研修の講師など、人脈を通じた情報収集能力を高めることができれば、俗に言う予想外の出来事を、予想外でなく、事前に察知し、的確な対応ができるかもしれません。

特に福祉・医療関係の国の施策が目まぐるしく進むというか、動いてきております。その点については細心の注意を払い、情報収集に努める必要があると思います。

組織として、これまでの経過を反省し、何らかの取り組みを検討することの必要性を含め、今回の反省点とその対応策について、お伺いをしたいと思います。御答弁をお願いします。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 研修費の増額という例を申されましたが、実はこの予算で研修費の増額を提案しているさなかでございます。

まず、市民会館につきましては、できるだけ早く再開したいということを重視いたしまして、補強できるのではないかとこの情報のもとに、耐震補強という道を探りました。しかし残念ながら、それがうまくいかないということがはっきりいたしましたので、それを断念し、違う方向を今検討しているさなかでございます。庁内の検討チームをつくり、見直しの結果を間もなく報告できるかと考えております。

病院につきましては、国の診療報酬等の最新情報を収集することが、大変な努力であり難しいことかもしれませんが、情報収集能力をもっともっと研ぎ澄ませておく必要があった。あるいは私自身、もっと別の情報を調べろというぐらいに慎重である必要があったなということを反省いたしております。

御指摘のように情報収集のやり方及び経営的セン

スの勉強が必要ではないだろうかという点は、御指摘のとおりだと思います。そんなことから、昨年は経営的センスという点で元経営者であり今大学教授という方の支援学という研修は、その経営的センスを磨いてほしいといった形で講師を招いて、グループディスカッション方式の研修もさせていたところでございます。

それと私自身の反省も、職員の集めてきた情報をそのまま承するというよりも、待てよと思ったときに自分でも別な形での情報収集をする必要があるなということを今回の2つの事件では感じました。報告された情報だけで不十分かもしれないという用心深さが私に欠けていたなということを痛感いたしております。そういう意味では、幹部の情報収集力及び経営的センスに関する勉強、そしてトップみずからの慎重な情報収集ということを反省し、新年度予算には、議員御指摘の研修費も増額している次第でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 渡辺 貢君。

○7番（渡辺 貢） 市長の反省の言葉をいただきました。職員の皆さんにもっと勉強の機会を与えていただいて、よりすぐれた職員づくりということで努力をしていただきたいと思います。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、7番 渡辺 貢君の一般質問を終わります。

少し早いようでございますけれども、ここで昼の休憩とさせていただきます。再開は午後1時といたします。

午前11時52分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて、午前に引き続き会議を再開いたします。

1番 福永桂子さんの発言を許します。1番 福永桂子さん。

〔1番 福永桂子登壇〕

○1番（福永桂子） 1番 福永桂子でございます。通告に従いまして、市民のための市役所を目指したサービスの充実、日曜開庁などについて、4単元、

質問させていただきます。

初めに、質問しようとする背景や経緯であります。市役所を一種の公的な企業体ともいえるべき存在であると捉え、民間の企業体と比較しますと、市役所に課せられた業務を実施する上での義務的な性格が見えてきます。

民間企業は、市場の動向に常に注意を払い、市場の求める製品やサービスを提供しなければ、企業の存続すら危ういものとなります。また、社員の生活を保障することが難しくなります。

市役所は、法律で定められた税金を徴収することで、市役所の存続はもとより、市職員の生活も保障されています。それゆえにこそ、お客様である市民や企業は、税を徴収される対価として、お客様が求めるサービスをお客様の置かれた状況に応じて、お客様に納得するように提供してもらいたいと願っているはずで

す。少子高齢化が加速化する状況を踏まえれば、今後、高齢者の介護問題、障害者を抱えた家庭の問題、子育てや教育問題など、市民が抱える問題は複雑多岐にわたり、深刻度を増していきます。

そこで、市役所は公的なサービス産業としての性格をますます強めていくと思われま

す。市役所がどのような方向性をもって行政運営を行っているのかを市民に示すことは大切なことと考えます。そこで質問の目的は、さらなる市民のための市役所を目指していただきたいことにあります。湖西市役所の提供するサービスの享受や施設の利用について、関係する市民や市域に立地する企業に対して、公平で公正に門戸が開かれて、提供するルールが全て明らかにされ、誰にでもわかるように透明化されているのか、明らかにしていきたいと思

います。それでは、単元1つ目の質問をいたします。

市役所は究極のサービス業であると私は考えています。市長は有権者から選ばれ、湖西市の市政運営に責任を有しておられますが、市役所の存続及び職員の生活は財政破綻しない限り保障されていることを踏まえ、市役所の仕事をどのように捉えておられますか。お聞かせください。

○議長（二橋益良） それでは答弁をお願いします。

市長、登壇してお願いします。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 市役所の仕事は、議員のおっしゃるように、まさにサービス業でございます。私が就任の最初に言ったのは、そのことです。市役所はサービス業であるということを申し上げて今日に至っております。

サービス業で何が大切なのか。接客力と聞く力、これが大変重要だというふうに思っております。そしてもう一つは、民間と違うのは、法律に従う強烈な意識。グレーゾーンがあるならば、そのグレーゾーンのときの対応の柔軟さでございます。

この問題に関しましては、毎年市民アンケートで数字を捉えるようにしております、接客力が少しずつではありますが向上した数字が出ております。

次に実際の行動のときのスピードでございます。スピード、対応力の速さは、サービスの力です。そしてこれは民間も同じであります、コスト意識でございます。民間は、コスト意識が希薄ですと赤字になってしまいますから、すぐにわかりますけれども、市役所の場合には赤字という概念がありませんので、希薄になる可能性があります。このスピードに関して、あるいはコストに関しては、まだ遅いというふうに、何度もまだまだ言っている状況でありますので、行動が早くなったとは思いますが、まだまだ不十分であるというふうに感じております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） ありがとうございます。民間を意識しての、まさにサービス業であるというお言葉、本当に同感いたします。また、スピードが課題であるのではないかという、そのあたりもまた改善していただければうれしいなと思います。

市役所のあり方を考えていきますと、もちろん法律に基づいてですけども、税を滞納すれば差し押さえをしてまで徴収して、それを財源としてサービスを提供しております。ということは、やはり行く行くの後顧の憂いなく市の発展と市民の福祉の向上に全力を投球できる体制が整っているのだと思います。言い換えれば、市民や企業に寄り添って仕えること

にあるのではないかというのが私の意見です。

それでは単元2つ目の質問をさせていただきます。

市民や企業はサービスをどのような形で提供してもらいたいと願っているのかを考えてみました。偏ることなく全て同等に扱ってほしい。また平等にも扱ってほしい。そしてそのルールがわかりやすく明らかにされている。この公平性と公正性と透明性、この三要件が確保された形で提供してもらいたいと願っていると考えます。

質問です。市長は、市役所の提供するサービスがお客様である市民や企業の求めるサービスであり、お客様の置かれた状況に適合する形で、公平性と公正性と透明性の三要素を担保されて提供されていることを確認されたことがございますでしょうか。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。市長。

○市長（三上 元） 確認をされたことがあるかという質問について、ちょっと的が得られているのかどうか自信はありませんが、市役所のサービスのまず公平・公正という点に関しましては、ある意味では前の市長も、その前の市長も、ずっと市長として気をつけなければならない公平・公正であると思っております。一部の有力者の顔でゴリ押しが通ったとかいうようなことは全く許されないことでございます。

静岡県の市以上の行政においては、業者選定というときに、選挙で応援してくれた人を下手に優遇しないように市長が業者選定委員会から外れているという形で、公平な業者選定を行うという形をとっておりますので、小さな町と市以上のやり方は違うという形も、公平・公正の一つのやり方となっております。

次は透明性であります、透明性は、この間かなり進めてきたつもりでおります。特にインターネットを活用している方から見ますと、こんなことまでインターネットで見ることができるようになったんだということを言ってくださる方もおりますが、一方で紙の情報しか得ていない人から見ると、相変わらず面倒くさいなということと言われるのかもしれませんが、透明性という点に関しては、時代によるもっともっと透明なことができるかもしれませんが、

さらに進めていきたいと思いますが、この10年、かなり進んだという評価をいただいているのではないかと考えております。

確認という点で、時々私のもとに寄せられてくる、苦情かと思いますが、余りにも法律にのっとってしゃくし定規過ぎて融通がきかないという言葉があります。これは極めて微妙な問題であります。グレーゾーンの判断をどうするのか。このとき私はこう言っております。法律としてどちらとも解釈ができるならば、市民が有利なほうの選択をすべきだと、こういう回答を私は部下にいたしております。しかし、法律に違反することをやることはできません。

そのような形で公平・公正、あるいは透明というものは、日々いろんな情報の中で確認をしながら進めている行政であるとお伝えしたいと思っております。以上であります。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） ありがとうございます。公平性・公正性は市長として気をつけるべきことであると、そうおっしゃっていただいたと思っております。また透明性においては、努力をやっていきたい、続けていきたいということだと確認いたしました。

また、民間企業は常に市場の動向を調査して得られる情報をもとにサービスを提供しているわけですが、不満や苦情でも集めて調査対象に生かしています。その点、市役所のサービスはどうでしょうか。市民の皆様の求めるサービスと、多少なりともかけ離れているところがあるのではないかと、そのように考えるんですけれども、これについて、どう考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 今のサービスが市民の意識とかけ離れているかどうかの検証は、大きく分けて2つでございます。

一つは、各種アンケート・意見をインターネットでもいつでも受けられるようになっております。いつでも受けられる意見で、このようにしてくれとか、ここを改善してくれという意見が、週に1件、2件ぐらいは間違いなく来ているのが実態でございます。

もう一つは、それぞれの団体、NPO法人も含め

て、法人あるいは任意団体も含めて団体の方々と話し合う機会がありますので、そのときに要望という形で上がってきます。これは自治会は定期的に必ず要望するわけですが、その他の皆さんからの御要望もありますし、労働組合団体等の要求も定期的に行っております。そしてなおかつ、年4回の議会において一般質問という形で議員の皆さんが、ここちょっとずれていないかいという質問を言う機会が、年に4回あり、それにほとんど15人以上の人が質問をしておりますので、議員さんから見ておかしきというものの御指摘がありましたら、改善するような努力もいたしております。以上であります。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 確かめるための多くの機会があるとおっしゃっていますので、その機会を本当に有意義的に使って、やっていていただきたいなと思っております。

この三要件ですけれども、これが担保されて、うまくサービスが提供しているか、それを確認することは市政運営の責任を有する市長に課せられた責務であると考えていますので、どうぞこれまでに問題となった、今言われたように要望が上がってきたとか、そういうふうの問題となったサービスについては、その都度確認されてると思います。けれども、ぜひ一度全体的に精査を行っていただき、さらなる市民に寄り添った信頼される市役所を目指していただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。全体的な精査というところで。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 全体的な精査というふうに言われましたが、今私が言ったのは、いつでも意見を言える場所が存在していること。もう一つつけ加えるならば、毎年1回市民アンケートを行う中で、自由記述欄があります。その自由記述欄にもかなりいろんな意見ももらって、私も読ませていただいております。そして各種団体の意見、そして議員さんが年に4回、自由にその質問ができる。これだけのチェックを受けていけば、そう間違った方向に市政は行かないのではないかとこのように思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） そういう形で頑張っていていただいたらいいかなとは思いますが、不満とか要望が常に上がってくるということは、やはり多少なりともずれが生じているんだと思います。ぜひ一度、市役所のほうから自分たちの担当、またそういう役割を見直してみる。サービスが求められているものと提供しているものと、それほどの乖離がないという、そのあたりを精査していただければ、うれしいなと思います。

それでは単元3つ目の質問をいたします。

まずは私に相談があったり、聞かせていただいた市民の声を御紹介したいと思います。

市民からは、働いているから、必要な書類などを発行してもらうためなどに休日開庁は便利だとの声が多く上がっていました。それだけではなく、会社に勤めながら親の介護で苦勞している方々からは、会社などに提出する書類をもらうために会社を休まなくてはならないとか、妻一人で親の介護などの相談に行っているが、休日に役所が開いていると夫婦で相談に行けるし、要領よく済ませることができる。また障害者を抱えた家族や共働きも多くなってきている子育て世代の方々からは、市民生活のこと、子供の教育に関連すること、またさまざまな助成金や免除に関するなどを夫婦そろって聞いて判断したい。また子供を見てくれる人がいるときに、土日ですね、役所に行けるのは助かるなどの声を聞きます。

このような市民の意向に応えられる休日開庁は、住民の皆様にとって大変ありがたいものになるのではないのでしょうか。このような動きを受けてか、最近では多くの自治体で休日開庁の動きが拡大しています。湖西市でもサービス向上の観点から、休日開庁を視野に入れて考えるべきだと思います。

それでは質問です。市民にとって、土曜日は基本的に自分のために自由に使うことができます。仕事などの関係で平日に市役所に行きにくい市民のためにも、お客様の置かれた立場に最大限に配慮したサービスとして、日曜日に市役所を開庁するお考えはございますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） まず、事実の認識といたしまして、3つお伝えしたいと思います。

1つは、土日は全ての市役所関係のところが開庁しているわけではありません。需要のあるスポーツ施設、図書館、文化施設、観光施設、子育て支援センターなどは日曜日に開庁し、ほかの曜日に休んでおります。

その次は、臨時であけている夜間及び休日でございます。納税相談、転入転出の多い時期の市民課、保険年金課、子育て支援課、情報政策課が連携して窓口の開設及びごみ処理施設などという形で、臨時で受けるという形も行っております。

3つ目は、電話やインターネット、郵便等による予約をしていただいた場合には、夜間取りに来てもいいですよ、休日に取りに来てもいいですよというサービスを行っております。土日でないとなれないよという人に対する3つのサービスを行っております。

特に予約によっていろんな証明書などを夜でも土日にでも取りに来ていいですよというサービスを始めてからは、夜遅くまで営業してくれという要望と、土日営業してくれという要望がぐんと減りましたので、このぐらいでいいのかなというふうに思ったやさきには実は福永議員からのきょうの質問で、再びまたこういうニーズが盛り上がってきたのかなと、改めて気づかされたというような感じでございます。

以上で、まず事実の3つのサービスを行っているということ、そして現在の時点では、新たに日曜日をやるという計画はございません。過去何十年かの歴史をお伺いしたところ、昔ある時期、日曜開庁しようということから、かなり多くの市役所や市町村が日曜日あけてみたけれども、多くの人が来ないのでやめたんだと、こういう歴史もあったというふうに聞いておまして、私どもとしては、現在はみずからの意思としてあけようという計画はありません。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 今、臨時であけている窓口とか、いろいろとサービス、私も市民の声を聞いたと

きに休日も開庁したり、開庁時間を延長したりしておられますよといいますが、それは市役所の都合に合わせた限られた期間であったりとか延長であったり、私たち市民の置かれている立場を形ばかり合わせているのではないですかと不満を言われた方もいらっしゃると思います。

そのとき、考えてみれば、事あるごとに市民に開庁の期間を知らせ、情報を徹底させるのも大変です。どちらにしろ、いろいろコストもそれなりにかかっているはずで、そうしますと、休日を開庁して、土曜日から日曜日ですね、サービスに当たると決めてしまえばよいのではないのでしょうか。市民もそれなら大変わかりやすい。いつ、どこへ、どうやって行くのかなどではなく、日曜日・土曜日、休日にあいているんだとわかりやすく安心して窓口利用ができるのではないのでしょうか。

休日開庁によって、役所はいつでもあいているということで、市民に安心感をもたらすことができると考えられます。これについて、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 実は通告をいただきまして、日曜開庁で成功しているところがあるのかどうかということを少し情報を得てみました。そのやっているところの情報によりますと、1日200人以上来るよと聞きまして、それならちょっと検討に値するなというふうにも思いましたので、一度私は、その成功しているとはっきり言っているところがありますので、職員にも調査させますが、私自身もその自治体に行って、この目で確かめてみて、検討する価値があるというふうに感じております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 今、ほかの自治体を少し見学に行きたいとかおっしゃいましたので、ちょっと後で考えていたんですけども、紹介するところがあります。

横浜市の神奈川区と静岡県でも何市かはもう既に日曜開庁しております。そして吉田町が日曜開庁して13年目で実績がありましたので、いろいろと調べ

てみました。

吉田町においても累計1,000人、約1,000人、1回当たりの平均は216.5人となっていました。そして平日に来られるのは約300名あたりだそうです。そしてコストですけれども、1回当たりの金額としては約11万5,000円であって、これは臨時職員の賃金も入れてのコストだそうです。それほど低価格じゃないかなというのが私の思いです。

そして少し際立っていましたが、開庁を実現するためには職員のもちろん意向も考慮しなければなりません、吉田町では日曜開庁を始めるときには反対された職員もいろいろおられたようですが、日曜日は業者が来ないとか、県庁や他の自治体への連絡等もない。また静かでお客様に喜ばれて、平日のように忙しくないで自分の仕事がこなせる。出勤に対しては代休日が当該の週にとれるようになっているので問題もないなどと、職員からは不満の声は上がってこないとのことでした。

逆に、金・土・日と続けてお休みがとれたりするので喜ばれている面もあるそうです。また休日に開庁することにより、平日の来客数が分散されるので、市民だけでなく市にとってもメリットがあるとのお話もされていらっしゃいました。

もう一つ、横浜市の神奈川区区民サービスあり方検討会委員の資料からですけれども、こちらのほうでは神奈川区では、土曜日の午前中オープンしています。その土曜日窓口オープンは、光熱水費など庁舎管理の経費はかかります。けれども、必要な経費はかかるとしても行うべきですかという質問に対して、3,000人の区民意識調査では、57%行うべきであるとしています。経費がかかるなら行わなくてもよいというのは15.8%です。もともと区民の土曜開庁のニーズがあったわけですけれども、おもしろいのが、土曜日窓口一部オープンをされたときのアンケートです。平日に来庁されたその方々にとったアンケートで、必要な経費はかかるとしても行うべきですが、71%に上っています。そしてもちろんその窓口オープンの土曜日に来庁された方は88%、このような結果がアンケートで出ていました。

また何市か、13都市以上になる都市にアンケート

をとり、その結果から読み取れるものとして、時代の要請、他都市でも行っている、市民の要望が多いが上位を占めておりました。

そして市民からのコメントの中で際立っていたのは、土日休日も営業すべきだ。民間サービス業では当然。平日にはふつうは来庁できない。土日休みのサービス業などあり得ない。不況になり平日の昼間に役所に来られる人間はどんどん少なくなっていくと思います。というような実績というか、アンケート調査などもございました。

ここでちょっと質問ですけれども、最近の市役所の仕事の範囲は広がってきていると思うんですね。市長は佐原議員の質問においても、福祉の制度は年々変わります、そうおっしゃっていました。そしてまた、かつ市役所の仕事自体、複雑になってきています。職員の方々も本当に努力をしておっしゃいますけれども、一層の情報公開は必要と考えています。

介護離職者も増加していますし、認知症患者、高齢者、家族、ひとり高齢者、障害者を抱えておられる家庭など、また教育の貧困化なども含めて教育問題もさまざまです。問題がふえることはあっても、減ることはないでしょう。そういう生活困窮者の方々だけでなく、セーフティネットについてよく知らない、家族で本当によく知識を得て話し合えないと、生きていくことが難しい時代になりつつもあります。そのために相談機能を置くことを視野に入れて、休日開庁を考えていくことはどう思われますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） おっしゃるような流れにあることは理解いたしております。そこで、先ほど私が答弁いたしましたように、ある時期、日曜開庁があたりで開かれた。しかしコストアップのため余り来ないからやめたという経過があったことも聞いておりますが、再び日曜開庁あるいは土曜日開庁しているところがあるという情報でありますので、私自身、その成功しているところを訪問し、勉強してみたいと思います。以上でございます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） では本当にいろいろと検討していただきたいなと思います。相談なんかはもっと介護職に携わった方々や退職された教員の方々の協力を得ることも視野に入れますと、低コストで相談機能設置も含めて休日窓口を開くことは可能ではないかなと思っています。また、休日開庁が市役所内の人事のローテーションなどを含めて病後や産休明けの勤務にとか短時間労働など、市役所の働き方改革につなげていくことは可能ではないかなとも私は考えます。

ここでもう一つ質問させていただきます。土日のサービスは当たり前とするのは民間の営業の特徴です。この行政が現在より民間の営業方法を研究して、行政の管理方法に本当に少し適用することによって、行政のサービスのレベルをアップすることは可能であると思います。もちろんこれは行政が完全な民営化に変身する話ではありません。特に湖西の市役所はレベルが高く、場合によっては民間を超えているところもあります。その上で、行政が民間の最もよい特徴を検討して、運営に生かしていくことは価値のあることだと思っています。このあたり、全般的でいいんですけども、どうお考えになりますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 御指摘の点は、趣旨として理解させていただいておりますので、先ほどの相談窓口もどうせ開くなら、サービスというよりも、いわゆる窓口サービスプラス相談窓口も一緒に開く。それももちろん検討したいと思っておりますし、民間でサービス業は当然土日は開いているだろうと、それもおっしゃるとおりでございますので、勉強して前向きに対処したいというふうに思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） ありがとうございます。いずれにせよ、社会の経済情勢に伴う生活環境や労働環境の変化に伴い、行政へのニーズの多様化など住民による休日開庁への要望が潜在的に高まってきているように思いますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それでは最後の質問、単元4つ目の質問に入ります。

魅力あるまちづくりを進めるためには、文化や芸術、観光活動などの分野での取り組みが必要です。さまざまな施設を市民がいかに活用するかは、自立した地域づくりのために重要となります。

施設の利用等について、申し込み方法、また駐車場のこと、減免申請などのルールが、関係する市民に対して十分に伝わっていないように感じますが、ルールはどのような形で開示されているのでしょうか。また、申し込み期間などの施設ごとに取り扱いが異なる部分を見直す予定はありますでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 公共施設の利用に関する情報は、市のウェブサイトや各施設の窓口で開示しております。広報こさいにも一部掲載いたしております。

予約の申し込み期間につきましては、文化施設は3カ月前、体育施設は2カ月前からという原則になっております。これは、施設の利用目的や対象とする利用層などを考え、公平で効率的な利用ができるように、他市の状況も踏まえ設定しているものであります。

また公用の使用、または公共性が高く毎年定期的に行われるような行事につきましては、事前に仮予約も受け付けております。具体的な要望があれば、これに関してはしゃくし定規でなく、柔軟な対応を現実にいたしておりますので、かなり要望どおりのものができているのではないかと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） 今おっしゃいました柔軟な対応というのは本当に必要なことだと思います。

ここでまた、市民の声について何点か確認させていただきたいと思います。

施設利用等の申し込みが先着順で利用されていますが、それは不公平なところがあるとの声があります。働いていると思うように予約はできません。定期的に予約を入れる団体が優先されてしまうルールになっているようなところがあるのではないですか。

また、私たちも同じように市民活動を行っています。減免団体ではないし、減免団体になるための条件はどうなっているのでしょうかなどの質問があります。このような声をどう受けとめていけばよろしいでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） この問題に関しましては、市町によって政策が違うというよりも、その都度いつでも変更ができる問題です。その要望が出るたびに、これでいいんだろうかということの検証ができますので、例えば例として、いつも奪い合いになっている施設があるときには、先着順ではなくて抽せんでやるとか、あるいはくじ引きでやるとかというような制度をもっているところも、現実には私は昔東京にいたときに、テニスコートの予約は要望が殺到するために土日に関しては抽せんになっていました。参加したことがありますので、そういう幾つか人気も殺到するものについて、先着順をやるべきだというものがわかりましたら、先着順でなく抽せんにするとかいうことは柔軟に対応ができますので、具体的に言っていただければ、かなり変更ができるものであり、年に1回しか変更できないとかそんなものではありませんので、多数の意見に従い細かい変更は可能かと思えます。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） それを次にお聞きしようかなとは思っていたところです。よりよく利用してもらうために抽せんを組み合わせるとかの工夫はできないかという、こういう点もお聞きしたかったところですけれども、お答えをいただきましたのでそれでよろしいかと思えます。

特に施設の優先利用や定期利用について、明確で開かれたルールに基づいて行われているのかどうか、ちょっと確認したいです。ルールがあるのかどうか。

○議長（二橋益良） 暫時休憩といたします。

午後1時42分 休憩

午後1時43分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を

再開いたします。

では答弁、市長、お願いします。

○市長（三上 元） 先着順をとっているところというのは、現実にはほとんどない状態かと思います。それからルールよりも早目に押さえると。先着順が原則にはなっていますけれども、早目に押さえられて困る人が出るという問題はあるわけですが、何だもう埋まっちゃってたのというのは、例えばアメニティプラザに1年前から受け付けているのは、バスケットボールの試合が年に1回だけ行われるんですね。これに関しては大集客をするということで宣伝の期間もありますので、早目に内定をいたします。そうするとその日に2カ月前に来て利用しようと思った人から見ると、何だ先にバスケットに押さえられちゃったんじゃないかというふうに思うかもしれませんが、そのときにはこういう事情なのでこれは優先をさせて押さえましたので御了承くださいというときに、しょうがないと言えりような理由がちゃんとつけられるものに関して、事前に入れておると。これは別に市の主催でなくてもという形でちゃんと有料で減免もしてません。ちゃんとお金もしっかり払っていただけたところでも、大きな集客が行われる大大会のようなものに関しては、減免の団体かどうかというのも関係なく、事前に受け付けるけれども文句を言われたときに、苦情があったときに、こういう利用だからという理由を述べて納得いただけるであろうというものを事前に受け付けている。こういう形で運営いたしております。以上です。

○議長（二橋益良） 福永桂子さん。

○1番（福永桂子） ちょっと聞きましても、ちょっとわかりにくいことなんですけれども、例えば、今私、具体的にどうかということよりも、先着順になっている、そういうルールがどうなのかとか、それから今言いましたように、同じように市民活動をやっているけれども、私たちの活動は減免ではなく、減免団体もあるんだと。ではそのための条件は、減免団体になれるための条件は何なんですとか。そういうふうな優先利用や定期的な利用について、だから定期的に利用するところはとりやすいわけです、先着順ですから。けれども、働いていたり、何か都

合があったりすると、やはりとりにくいわけです。そして、そういうルールが本当に明快にひかれて、それについてそれに基づいて行われて、市民がそれをしっかりとわかっているのか、市民に伝わっているのかということのことは聞いているんですね。そしてもう一度確認させていただきたいんですけども、施設の利用について、関係する市民や企業に対して、公平や公正に門戸が開かれているとか、透明性があるか否かを確認するということを私はここで言いたいんですね。施設ごと、全施設ごとに一度おやりになって、気持ちはありませんかということなんですね。このような市民の声が上がっているので、市役所側からもう一度確認していく、検証していく、そういう作業こそやはりサービスではないかと思うんですね。どうでしょうか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） まず、市民の多くの方が、例えばある施設を利用しようと思ったときに、その何カ月前から受け付けることができるのかということに関して、知りにくい形になってるのかといえば、大変知りやすい形になってると思いますので、これは例えば市民会館、現在6カ月前からという形になってるんですが、昔、何年前前は3カ月前になっていたと思います。それは延ばしてもらいました。そういう要望があって、市民会館100人や1,000人集めるんだと。1,000人集めるためには宣伝の期間が必要だから、3カ月前では遅過ぎると。あるいは有名な講師を呼ぼうとしたときに、3カ月前では呼べないということの要望を受けて、6カ月前にこれ変更してるんですね。というふうに要望があれば、その都度この施設は変更しようということは柔軟にやっているということ。

それから何カ月前の申し込みかの原則というものに関しては、いつでも電話一本ですぐわかるという状況になっていますので、透明性に関してのおかしいなど、なかなかわからないということはありません。多分、先着順が一番、申し込んだらもう埋まっていたという点の不満が多いのではないかなと私は推測するわけですが、その場合、申し込みが殺到するであろうというようなことで、あらかじめそれが

予測されるということが明らかな場合には、抽せんをするということを取り入れることについては一向に否定するものではありません。

そして先ほどの繰り返しになりますが、3カ月前となってるのに申し込みしたらこの日埋まってるじゃないのということについては、事前予約を受け付ける例外はこういう事情だからということ言えば御納得いただけるであろうというものについて承っていると。こういう形ですので、現在私どものところには大きな不満という形は来ておりませんで、変更してくださいという要望はそれぞれ来ます。その変更してくださいという要望に関しては、かなり柔軟に対応しているという回答をさせていただきます。以上です。

○議長（二橋益良） 質問の途中ではございますけれども、施設は数多くあるものですから、それぞれいろいろあると思います。ですから、そこら辺も考慮して御質問していただければと思います。福永桂子さん。

○1番（福永桂子） わかりました。そういう形で市民にわかりやすく伝えていただきたいと思います。先着順であったりとか、減免団体になるにはどうしたらよいのかとか、そして押さえられてしまってるからもうだめなんだと思って諦めてしまう人たちとか、いろいろいるわけです。

れんが館は3カ月前だけれども、ほかの施設、公民館などは6カ月前から押さえられるとか、いろいろ違うわけですので、そういうルールを本当に一度、本当に市民にとって一番使いやすいのかということを検証していただきたいというのが趣旨でございます。

先ほども述べましたように、湖西市は市民協働まちづくりの発展のために掲げています。その推進のためには場所の確保は重要な要素であります。施設の利用者がふえることは、まちづくりの発展と深く結びついています。使用頻度が高まれば、利用したい人を公平に公正に扱って、ルールを明示しなければ、信頼を失ったり、不満が高まります。サービスの提供に不可欠の三要件のゼロベース検証をぜひ前向きに行っていただきたいと思うのが私でございます。

ます。

最後になりますが、市役所の存続が市民の税金によって保障されている以上、市役所は究極の公的なサービス業であります。湖西市の発展と市民や企業の福祉の向上を念頭に置いていただきまして、市民の皆様信頼され喜ばれる存在として、最大限に努力をしていただきたいことを、市民を代表して述べさせていただきます、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（二橋益良） 以上で、1番 福永桂子さんの一般質問を終わります。

それではここで暫時休憩といたします。再開は2時5分といたします。

午後1時52分 休憩

午後2時04分 再開

○議長（二橋益良） それでは休憩を解いて会議を再開いたします。

最後の質問になります。次に、4番 高柳達弥君の発言を許します。4番 高柳達弥君。

〔4番 高柳達弥登壇〕

○4番（高柳達弥） 4番 高柳達弥。最後の一般質問をさせていただきます。質問は2問です。

最初に、行財政改革の進捗状況について質問をいたします。

質問しようとする背景や経緯。旧湖西市と旧新居町が合併し、新湖西市としてスタートして6年になります。その翌年より、目指す市の将来像を、市民協働でつくる市民が誇れる湖西市として、新・湖西市総合計画のもと、未来を担う人をつくり、湖西ブランドのものをつくり、自然や身の回りの生活環境を向上させることを目指して5年になります。

合併すれば住民の利便性や住民サービスが向上し、広域的視点に立ったまちづくりができる、行財政の改革や効率化が図られるとして合併して6年になります。そこで、これまでの行政施策、財政の運営状況を検証し、少子高齢化対策、人口減少社会に立ち向かう施策を展開していくことが重要と考えます。

質問の目的。市の将来像、市民が誇れる湖西市実現のための、合併の効果と行財政改革の取り組み成

果を伺う。

質問事項1といたしまして、合併して新・総合計画のもと、市の将来像を市長としてどのように描き、そして行政施策の具体的推進や健全な財政運営のための財源確保について、改革改善の推進についての現在までの取り組み成果はどうか。

旧新居町民は、合併してばかりを見た。また旧湖西市民は、新居ばかりやっていると。そういう声がございます。そこで、合併の効果は上がっているのかいないのか。市長としての評価、課題などについて見解を伺います。

○議長（二橋益良） 答弁をお願いします。市長、登壇してをお願いします。

〔市長 三上 元登壇〕

○市長（三上 元） 現在の新・湖西市総合計画は、合併基本計画を受け継ぎ、総合計画に重要施策としての位置づけをしておりますので、事業の成果はイコール合併の効果であると捉えております。

これらの重要施策を進めるための主要な事業である実施計画は、事務事業の評価と合わせ、毎年度見直ししながら、着実な事業の推進を図っているところであります。

具体的な成果を申し上げますと、公共事業の利用などサービスの選択肢がふえるとともに、施設の合理化を進めることが可能となりました。下水道整備においても、処理区を2カ所に集約し、白須賀坂下地区を新居処理区へ変更するなど整備コストの削減ができました。行政運営面においては、特別職の削減や効率的な人員配置等に伴い人件費コストが削減されております。また、一部事務組合を解散し一元的な事務処理のもと、病院や消防の分野では意思決定の迅速化が図られました。ハード面では新所原駅周辺まちづくり事業や新居体育館の新設などが挙げられます。一方で一部の事業が進んでいない現状もありますが、これまではおおむねそれぞれの地域に多少の不満はあっても、まず順調といえるのではないかと評価いたしております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 市長はそういうこと言われま

すけどが、実際に新居町民、湖西市民の皆さんは、それほどこれ合併してよいまちになってきたとかという感じというんですか、そういうのは感じてないということで、市長の自己満足というか、市長と市民との意識の感覚にずれがあるのではないかなとそんなふうに感じております。

それでは次に、2番目の効率的で効果的な行財政運営について、これまでの取り組み成果は。合併により住民の利便性、サービス性の向上、行財政の効率化などが期待されたが、これまでどのような取り組みがなされ、効果がどのようであったかということをお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 企画部長。

○企画部長（飯田勝義） お答えします。合併に伴う効率化と成果につきましては、先ほど市長から申し上げましたので、私からはそれ以外のところをお答えいたします。

平成25年度に行財政改革大綱及び行財政改革アクションプランを策定し、全部署で行政経営の視点をもって効率的で効果的な行財政運営に取り組んでおります。

平成26年度の進捗状況では、ひとり1改善運動の推進、事務事業評価の改善、人事評価制度の運用、中期財政計画の作成、ごみ処理コストの縮減など、42項目のうち83%に当たる35項目において目標を達成することができました。

平成25年度と26年度の2年間の累計で、およそ2億5,000万円の財政効果がございました。以上でございます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） ありがとうございます。事務事業評価、行政評価、行革アクションプランの評価では、住民の利便性、サービスの向上の評価は着実に上がっていると、高評価であると思います。しかし、市民は本当に利便性が上がりサービスが向上したと受け取っているかどうか、検証の必要があるのではないかなとそんなふうに思います。事務事業は細かく、実施成果は自己採点となっておるということで、甘くなる傾向になるので、評価方法は検討が必要ではないかなとそんなふうに感じております。

では次、3番目に行きます。

3番目、行政組織の見直し等の実施はどうかというところで、施策に合わせた人員配置はどうか。必要な部署に適材適所の配置ができるか。先輩議員の質問にもありました職員配置について、必要な部署になぜ人員が配置できないのか。職員が減らし過ぎてないか。現人員の中で施策に合わせた選択と集中で、市長の判断で湖西市の必要な事業を達成するための人員配置ができないのかということでございます。その質問をいたします。

○議長（二橋益良） では答弁をお願いします。市長。

○市長（三上 元） 行政組織の問題であります。これまでも社会情勢の変化や行政課題に対し、効率的、効果的に対応できるよう、毎年度事務事業を見直し、執行体制や機構を少しずつ見直してきております。

大きな組織改編は、頻繁に行うべきではないと考えております。新たな行政課題ができましたときには、分掌事務や人員配置につきましては、弾力的に、時々は見直すべきだと考えております。

必要な部署に必要な人員を配置すべきである、そう思えないという感想かもしれませんが、人員の配置と何をどの部署が行うかという点に関しては、毎年相当な議論を重ね、総務人事部門からの提案を受けて、議論の末に人員配置がこれでよいのかどうかを毎年検証いたしております。

25年度には、危機管理課を強化し、幼児教育課を新設いたしました。28年度は公共施設マネジメント推進室及び支所の見直しなどを今考慮している段階でございます。

今後も市長といたしましては、組織全体に目を配り、全体の組織が偏ることのないような形で人員配置や人材の配置を努力したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） ちょっと言葉が間違えたというか、言い回しがよくなかったと思います。

ことは支所業務の見直しも行っております。以上です。来年度に向けて支所業務の見直しも行っております。以上です。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 全体、庁内の配置というんですか、バランスを見た人事配置ということですが、やはり先輩議員にもありましたように、湖西市がどのように活性化して産業によって税金が集まってきた、湖西市がもっと発展していくというためには、そういうところにある程度集中的な人材配置するとかいうことは必要ではないかなと思います。

新居町の職員も湖西市に来て合わさって、退職した人もいますけど、そのときに例えば住民課なら住民課でも同じような職部がこういうふうなことをやってこちらへ来たということで、その人はある程度の余裕が出ると。そういうのでそういう人たちもこういうふうな全体で動かす中でそういう必要などころへ回すというような形で、退職してる人もおりますけど、そういうふうな形である程度集中してそういう事業、湖西市としてやらなければならない事業箇所についてはそういう人員を配置する必要があるんじゃないかなと、そんなふうに思いますけど、どうですか。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） おっしゃることは全くそのとおりだと思います。そういう視点のもとに、今配置されている人材であります。ある部門を重視している議員さんから見ると、その議員さんの重視している部門は足りないという形で、議員さんそれぞれは不満があるかもしれませんが、多分自分の関心のある部門を強化してくれというのは誰でも同じなんですね。そこで全体を見た中でどう配置するか。これは大変悩ましい毎年の仕事でございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 今、職員の、私のいうことですけど、そうではなくて、市長さんが賀詞交歓会するときもあったですけど、企業の皆さんがこういうことで一生懸命働いていただいたので税金を納めていただいて湖西市も何とかやってますよということで、これからは工業に力を入れていきますよというようなことを言ったならば、やはりその体制をとっていくべきではないですか。私がそういうあれじ

やなくて、そういうあれで個人的というかそういうこと言ってるわけじゃなくて、市長がそういう方針でやるということ言ってる以上は、そういう配置をすべきではないかなとそのように思いますけどが。

○議長（二橋益良） 市長。

○市長（三上 元） 全くそのとおりであります。優秀な人材を必要ところに配置し、それが効果を上げるようにしているつもりでございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 時間がなくなりますので、次に移ります。

4番の歳入確保のための施策はどうかということで、これまで税収が厳しい中、年々自主財源額が下がっている状況であります。長期的には企業の工場誘致とか市長の言ってる研究所を持つてくるとかということや、新産業施策による企業の活性化などにより、税収を図る必要があるが、歳入確保の施策をどう進めるか、お伺いいたします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） それでは財政の質問でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

今後の歳入ということで答弁させていただきます。

私のほうから何度も発言をさせていただいておりますが、今後普通交付税の減や法人税割の税率の引き下げ、国の政策による国庫支出金の縮減等による減収が見込まれております。大変厳しい状況となることが予測されております。

こうしたことから、予算編成に当たっての基本的な考え方は、あらゆる税外収入の可能性を探り、歳入確保に積極的に努めることとしています。

一例を申し上げますと、根幹である市税については、徴収率アップのため、コンビニ収納の導入、使用料・手数料については見直しの検討、そして寄附金については平成25年1月から新所原駅周辺整備事業に対する寄附をお願いし、現在1億8,800万円余の金額となっております。また、今年度4月から推進しておりますふるさと納税制度による寄附金額は、

6億円を超えるものとなっております。これらは既に結果を出しております。今後もさらなる拡大を目指して頑張っているところであります。

また、長期的な財源確保の施策として、現在、国主導で行われている地方創生事業への積極的な取り組みや、従前からの企業立地促進事業を推進することにより、産業振興と雇用機会の拡大を図ることで、減少する人口の対応策に努めてまいりたいと思いません。

いずれにいたしましても、国の政策によるものが重点となりますので、国や県の補助制度も含めた情報を敏感、的確に察知し対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 模範的な回答、ありがとうございました。

次には5番、歳出削減の取り組みの成果をお伺いいたします。歳出削減には行革アクションプラン等に成果の状況が見られますが、削減方法に改善が必要と考えます。歳出の一律カット、補助金・交付金など、方法、目的、効果などの配慮なく、削減ありきの安易な削減カットは見直すべきであると思いますが、それにつきましてお伺いいたします。

○議長（二橋益良） 総務部長。

○総務部長（山本英俊） 少し歳出削減の取り組みの成果はの前に、今議員の一律カットは云々というくだりなんです。現在は削減ありきのような歳出の一律カットは実施しておりません。現在は実績による決算額や前年度の予算額等を検証し、事業ごとに算出した基準額を各課に示しております。また補助金等につきましても、昨年度作成した補助金ガイドラインに沿って見直しをすることとしております。しかしながら、内容によっては削減をするものもあります。その際は十分かつ慎重な検討の上、削減していくこととしております。

それでは歳出削減の取り組みの成果はのほうを御答弁させていただきます。

歳出削減は予算編成の時点から始まりますので、まず職員には、歳入に見合った歳出構造を意識し削減に努めるよう指示をいたしました。削減の手

法として、事業に優先順位をつけ、メリハリをつけることや費用対効果を見きわめた上での民間委託や民営化の推進を図ること。補助金等については内容の精査に努めること。そして事務事業評価の活用もその一つであります。

そうした中で、財政運営として削減の際に核となるものが中期財政計画であります。計画に沿って毎年実施計画を見直すことで毎年度の経常的経費や投資的経費の内訳が精度を増し、その年に合った適正な予算配分が可能となりました。

それが数値によってもあらわれ、財政構造の硬直化を示す経営収支比率が、平成23年度決算時には88.2%と高くなっておりましたが、昨年度の決算では81.7%まで下げることができ、財政に弾力性を持たすことができました。これも成果の一つといえます。

今後もこの数値を維持できるよう、計画的に財政運営を行ってまいります。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 交付金等のカットについてでございますが、以前、先輩議員が質問しておりましたが、補助や交付する経緯、意義またはそれぞれ目的があって貴重な税金から補助金・交付金が支払われているということは今先ほどお話があったとおりでございますが、行政が実施すべきであること、また行政が実施するには非効率な業務もあります。これらにつきまして、市民協働、市民のために引き受けているいろいろな団体があります。このような団体に財政の悪化を理由に一方向的に補助金・交付金をカットするということはいかかなものかと思えます。

こういうことが過去にありました。こういう動きを心配して先輩議員が質問したと思いますが、先ほども言いました理由などは、市民協働を進める市の姿勢に逆行するので、市長はしっかりチェックしていただきたいと思えます。反面、見直すべき補助金もあると思えますので、これはしっかり見直していただくようお願いしたいなとそんなふうに思います。

それでは次に6番行きます。

財政の効果的な運営成果は、健全財政は財政運営の基本的な原則で、一つ、収支の健康、二つ、適正な行政水準の確保、三つ、財政構造の弾力性の確保、四、財政運営の効率化など守るようなことに留意し財政運営はしておるかということでございます。お伺いいたします。

○議長（二橋益良） ここで申し上げます。発言者以外の方、静かにお願いしたいと思います。

それでは答弁をお願いします。副市長。

○副市長（丸谷由行） 限られた財源におきまして、財政の効果的な運営というのは行政運営の中で必須でございます。そこで、その成果はというご質問でございますが、先ほどの総務部長の答弁でも申し上げましたけれども、中期財政計画に基づき計画的な財政運営をすることによって、翌年度以降の財源を効果的に活用することができ、毎年度行っている実施計画見直し業務に役立てているところでございます。

計画に沿って財源を活用することで、市の預貯金ともいえる年度間の財源不足を調整する財政調整基金に反映することができ、ここ数年は合併時から減り続けていた残高が改善され、今年度末には基金残高が目標としていた標準財政規模の10%を超える13%になると予想しております。

この金額は、翌年度以降、予定のできる財源として計画に盛り込んでいきます。また、その他の特定目的基金にも同様なことがいえると思っております。

このような結果が、財政の健全化を判断する指標、実質公債費比率や将来負担比率を徐々に減少させており、効果的な運営方法の成果が数値によってもあらわれているところでございます。

しかし、今後予定されている国の政策による歳入財源の減少や、歳出面での、個別には病院への繰出金、また、ふえ続ける公共下水道事業の公債費等のマイナス要因が多々ございます。こういうことも実情でございますので、数値的な改善はなされてきておりますけれども、決して市の財政に余裕がある状態であるとは申し上げることはできません。

今後もあらゆる状況に注視しながら、健全な財政運営に努めてまいりたいと思えます。以上、答弁と

させていただきます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） ありがとうございます。市の行財政改革審議会での行革プランの審議での評価や総務省方式改定モデルの財務処理では、厳しい財政の中でやりくりして健全財政が維持されていることが評価されておりますが、これは財政当局の御苦労によるものということで敬意を表したいと思います。

社会資本形成割合ベースでの目的別行政コストのうち、生活インフラ、国土保全コストの投入額が年々減っている点などは投資的経費の増額ということで配慮をお願いしたいなとそんなふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（二橋益良） 副市長。

○副市長（丸谷由行） 私どもも投資的経費、これを積極的につぎ込みまして、昨日、議員からの御指摘もございましたが、いろんな例えば道路の改修等進めていきたいところではございます。ただ、公債費残高、これの維持、これがふえていきますと、何にも政策的に使えない公債費そのものが今20億ぐらいございますけれども、それがふえて、かえって首を絞めてしまうというところで、そのバランスをとりながら公共投資については考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） わかりました。きのうですか、説明にもありましたように投資的経費もほかと比べれば高いというようなことで聞いておりますけど、そういうことで限られた予算の中で十分な費用を投資的経費のほうに充てておるといような説明もございましたけど、やはり予算も建設費やなんか見ますと、調査とか測量とか設計ということで、実際に工事ですね、そちらのほうへ整備のほうへ回っていないのではないかなということで、また、建設工事なんかも途中で中断してるようなところもあるという形で、何とかそういう形でそういうのをなくすような形でやはり投資のほうへお金のほうを回していただくような形でやっていただきたいなということで、これもやはり市長が予算全体の中を見て握って

おるわけですから、やはりそういうところは必要なところは集中的に投資していただいて、早く道路等も整備できるような形に努力していただきたいなとそんなふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長（二橋益良） 副市長。

○副市長（丸谷由行） 議員から私どもにいろいろと応援という形で、また市民からの希望もあるということでお話ございました。

ことしの28年度の予算、これをごらんいただきますと、27年度では投資的経費19億、28年度では27億ということで、やはりその年その年に必要な事業、それにかかる経費、それを先ほど申しましたように公債費残高等を見比べながらやらせていただいているところではございまして、やはり今まで行っている投資的経費の執行、これはある程度基準、水準を保ちながら、その年年に必要となるもの、これが皆増になったり皆減になったりというところで、山谷ができるというところを御理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） 財政の厳しい懐ぐあいがよくわかります。よろしく願いいたします。

それではこの1番の最後になりますけど、今まで。

○議長（二橋益良） 主題2のほうですね。

○4番（高柳達弥） まだちょっと。

○議長（二橋益良） 今の質問を継続しますか。

○4番（高柳達弥） いいです。次にちょっとお話しさせていただきます。

○議長（二橋益良） 次の質問ですか。それとも今の質問。

○4番（高柳達弥） 今のです。今のに続きまして少し最後に、終わりに当たりまして、少し。

今まで病院など行政の滞りということなどにつきまして、一般質問での回答を聞いてきました。先輩議員の質問もありましたが、それを聞きまして、やはり職員は非常に優秀でありますし、それで勉強もしてると。そういうことで、その職員の力を引き出して活用するような形にしていきたいと。そういうことを感じました。ということで、庁内の関係

部署間の連携が密でなかったと。また職員と市長との意思疎通が十分でないため、事前の情報など判断が少なく、市長の決断がおくれたのではないかと思います。

そういうことでこういうようなことが起きたのではないかと。そういうことで、ガバナンスが働かなかった延長線上に湖西病院または市民会館などの問題が起こったのではないかと考えます。今後、市長の責任は市民の注目するところとなると思います。

それから話は違いますが、ことしの正月はちょっと空が雪もちらつくような寒いときでございましたが、道路を掘り起こして漏水を一日かけて修理している、そういう職員もいます。本当に頭が下がると思います。市長はこういう職員もいると認識して、しっかりした行政のかじ取りをお願いしたいと思います。

それでは質問2に移りたいと思います。

○議長（二橋益良） 主題の2のほうですね。どうぞ。

○4番（高柳達弥） 健康・福祉施策推進のための体制整備について。

質問しようとする背景や経緯。本格的な人口減少社会を迎える中、少子高齢化に伴う社会保障施策の推進、実行が急務であります。新・湖西市総合計画でのまちの姿7つの柱は、健康づくり、疾病予防、地域医療、児童福祉、障害者（児）福祉、高齢者福祉を総合的にまた同時進行で進められています。この流れを一層強化するため、湖西市まち・ひと・しごと創生により、好循環による福祉の充実したまちづくりを進めるとあります。

質問の目的。市の健康・福祉部門において、人口減少、少子高齢化の施策を着実、効果的に進めるために、質問事項1、新・湖西市総合計画の福祉政策の推進はもとより、法律を根拠にしたさまざまな計画には、地域福祉計画、障害者計画、子ども・子育て支援プラン、高齢者プランなど、多くの計画をつくり、そして実行しているということです。そこへ、まち・ひと・しごと創生総合戦略を5年間で進めるということで、大変な作業量になると考えます。

そのためには現在の健康・福祉部門、おぼとのと

こですけども、組織体制の整備が必要であると考えます。そういうことで、あそこには4課がございますけども、しかし健康増進一つをとりましても、あとほかの課に子育て支援、長寿、地域福祉とか、そういうことで健康・福祉部門が全部連携して仕事が進んでいくというような形になると思いますので、その連携体制というんですか、そういうのをやはり整備していただきたいということで、今だと課だけでこういう縦割りのような形になってることについてをある程度連携して一つの事業として進めるような形の組織体制というものを構築していただきたいと思いますなどそんなふうに思っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 健康福祉部門では、福祉を取り巻くさまざまな制度改正において、7つの計画、地域福祉計画、障害者計画、障害福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、こさい高齢者プラン、健康増進計画、そして食育推進計画の策定のもとで事業を実施しております。新たに総合戦略にかかる業務がふえてはおりますが、ほとんど従前の事業の組みかえの中で行っている事業であります。

なお、組織体制の整備につきましては、25年度に地域福祉課の社会係を庶務総括部署として総務福祉係に名称変更いたしました。また、来年度につきましては、健康増進課の健康管理係を守りから攻めの事業展開を目指すため、健康政策係に名称を変更する予定となっております。今後も業務への取り組み姿勢の意識改革を図るため、組織体制の整備を行ってまいりたいと考えております。

それから最後に、高柳議員が言われたように連携してという問題でございますが、こういう問題がありまして見守りの例えばネットワーク体制ということにおきましては、高齢者から障害者、そして子供という問題がございますので、この中に社会福祉協議会を入れた中で、3課及び社会福祉協議会を入れた4つの部署で連携体制の強化という打ち合わせを例年とっております。また、27年度から実施しましたコーちゃん健康マイレージ事業におきましても、健康と介護、そして保健部門の共同により実施した

を、先ほど言いました資格を持って、いろいろ現場と当たったりなんかして、それでいろいろ課の中で指導しているというような形で、本当に専門家というか、そんな形で進めて、本当によく施策というか、いろいろ進められておって、そういう管理職のもとにいろんな対応してると。政策も練ったり、立案もして、それで指導してると。それは資格持っているからいろんなことわかりますよね。そういう形で対応しているということが受け取られましたけど、湖西市の場合は、2年か3年で異動してしまうということだと、やはり対外的に言っても、そんなのまた、いろいろ真剣な話したって二、三年たったらわかるだでというような形になってしまって、本当の実のあるいろんな施策をもっていけないという形がありますので、そこら辺も先ほどの話とあわせて対応をお願いしたいなとそんなふうに思います。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 今言われたように、専門職につきましては、特に年齢を問わず、器量というのはやる気と能力ということですが、器量ある職員を生かす体制づくりを整えていくことが必要だと思っておりますので、そういうことを今後人事を含め、福祉の分は対応させていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） ありがとうございます。

最後になります。3番でございますが。

○議長（二橋益良） 最後の質問をお願いします。

○4番（高柳達弥） 公表されている事務事業評価ということでネットでもこういうふうにありますけど、こういう事務事業評価がございますけど、これで実際にこの事務事業評価の対象件数というか、数は、これを見ますと細かく言えば421件あると。400件もありますけど、そのうち見ていきますと、この健康・福祉部門では100件余りあるということで、4分の1を担当してるということで、本当に細かい事務事業のあれが載っておりますけど、これは先ほど言った課の中でいろいろ錯綜した中でこの事務事業をやられてるということで、それで見ますと、ほとんどA評価ということで、すごく評価はいいとい

うような形になっておりますけど、これどうかと思いますけど、これの内容について、この事務事業量というの、こういうのもある程度見直して減らしていくべきではないかなと。これだともう、こういうのに捉われてしまって、仕事できなくなってしまうのではないかなという形もあって、十分な評価も得てるものですから、ちょっと減らしてもいいのではないかなとそんなふうに思いますので、A評価なんかほとんどやる必要はないのではないかなということで、こういう内容を見直していくべきではないかなと。余分な仕事はせずに、本当の実業のほうへ取り組むような形のほうも考えていただきたいなとそんなふうに思いますけど、どうでしょうか。

○議長（二橋益良） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（高柳益彦） 現在の事務事業は、事業評価をした中で継続を決めたものであります。急激な少子化、高齢化において、切れ目ない支援の充実が求められることから、なかなか健康・福祉部門の業務は一度実施した事業を少なくするのは大変難しいということは御理解いただきたいと思います。

業務の多様化・複雑化により、専門性を要する事業も多く、市民へのサービス提供を重視し、健康福祉に精通した少数精鋭の人材確保の中で今後も連携を強化し対応してまいりたいと考えております。

なお、27年度、28年度の予算説明会の場でも説明をさせていただきましたが、私のほうから統合という言葉を出したと思います。事業の統合をそのように図っておりますので、今後の事務事業件数は減少してまいりような状況でございます。以上であります。

○議長（二橋益良） 高柳達弥君。

○4番（高柳達弥） ありがとうございます。この中でも、この事務事業評価によって次年度のいろいろ事業をこれで見直した中で事業を構築していくというような形でやってるということで、本当に役に立ってる評価表だと思いますので、今言われたように見直していただいて進めていただきたいなとそんなふうに思います。

最後になりますが、本当に健康福祉部長の回答いただきましてありがとうございます。これが最後に

なるかと思いますが、本当にお疲れさまでした。
ありがとうございました。では質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、4番 高柳達弥君の
一般質問を終わります。

これもちまして、3月定例会に予定してありま
した3日間の一般質問を終わります。

○議長（二橋益良） 以上で、本日の日程は終了い
たしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでご
ざいました。

午後2時54分 散会
